

く る べ か ん が い せ き
国指定史跡 久留倍官衙遺跡

—伊勢国朝明郡の後所—



2011 四日市市教育委員会

序

四日市市は、伊勢神宮が在る三重県の北部に位置し、古来より人・物の交流が盛んで、伊勢湾や揖斐川、長良川などの大河川や、東海道、鈴鹿山脈の八風峠・千草峠などが利用されてきました。江戸時代に東海道の宿場町として栄えるはるか以前、古代においても畿内と東国を結ぶ要衝の地であったと考えられます。

そのように人々が生活し歩んできた跡は、埋蔵文化財として市内に数多く残っています。大矢知町に所在します「久留倍遺跡」もそのうちの一つで、国道1号北勢バイパス建設工事に先立つ発掘調査によって、古代の伊勢国朝明郡の役所であることが判明し、平成18年7月28日に「久留倍官衙遺跡」として国の史跡指定を受けました。

これらの調査の一部を紹介し、久留倍官衙遺跡が伊勢国朝明郡の中でどのような役割を果たしていたのかを考察するとともに、古代の役所の理解が深まる一助となるよう本書を作成いたしました。またこの成果を、今後進めて参ります史跡整備に活かしていきたいと考えております。

本書の刊行により、これからの埋蔵文化財の保護と活用に寄与できれば幸いです。

最後になりましたが、久留倍官衙遺跡の保存にご尽力をいただいております関係各位に心からお礼申し上げます。

平成23年11月

四日市市教育委員会
教育長 田代 和典

目次

序

目次／例言

I	発掘調査から史跡指定への経緯	1
II	遺跡の立地と歴史的環境	
	(1) 立地と周辺遺跡	3
	(2) 壬申の乱と聖武天皇東国行幸	5
III	久留倍官衙遺跡の遺構概要	
	(1) 遺構の検討	7
	(2) I期の遺構	9
	(3) II期の遺構	15
	(4) III期の遺構	22
IV	久留倍官衙遺跡の時期変遷と性格	
	(1) 時期変遷について	28
	(2) 性格について	31

例言

- 1 本書は、三重県四日市市大矢知町に所在する国指定史跡「久留倍官衙遺跡」の調査成果の一部を編さんしたものです。また編さんにあたっては、久留倍官衙遺跡の歴史的意義を明らかにすることを主眼としました。なお、本遺跡の発掘調査報告書は別途刊行する予定で、本書で取り上げる遺構は官衙関連の主要遺構を紹介しています。
- 2 本書の執筆・編さん・図面作成は、四日市市教育委員会社会教育課 清水政宏・赤松一秀・山本達也で行いました。
- 3 本書における遺構表示略記号は、以下の通りです。
SB：掘立柱建物 SA：塀・柵 SD：溝 SH：竪穴住居
- 4 本書中における建物に係る方位表記は、建物の主軸が北(N)から東(E)または西(W)へ傾いている角度を表しています。例) [N10° E]は、北から東へ10°傾いています。

(表紙写真) 久留倍官衙遺跡航空写真(北上空より) 平成16年撮影

I 発掘調査から史跡指定への経緯

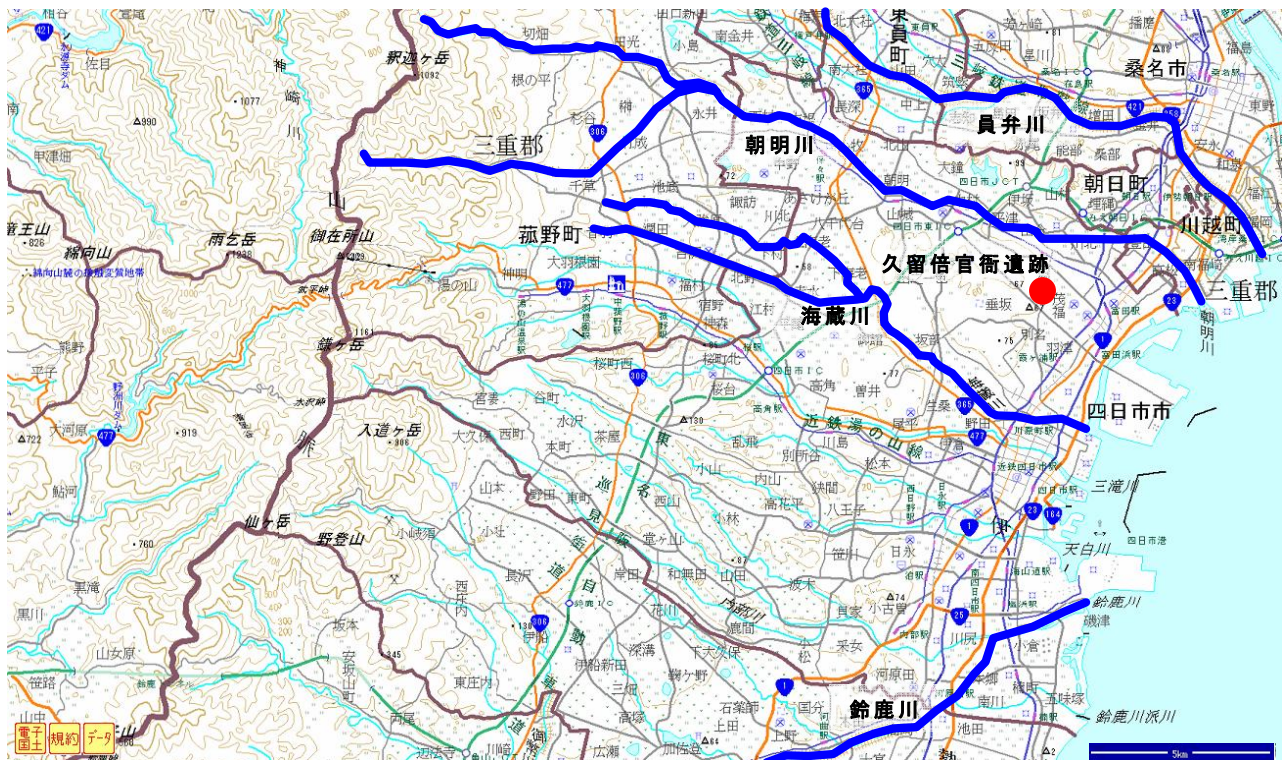
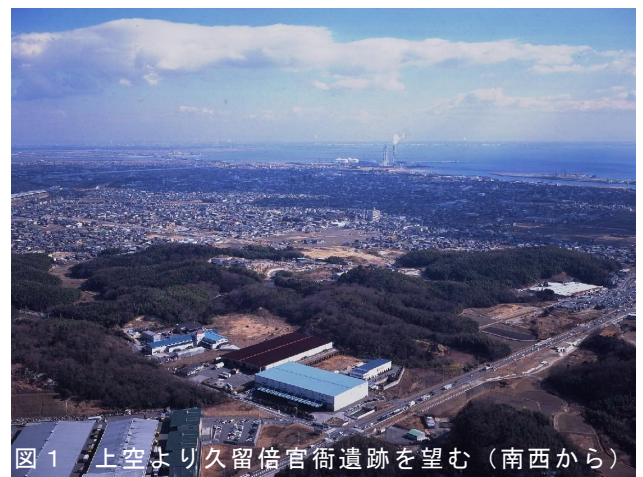
久留倍遺跡は、四日市市の北東部、市内大矢知町字久留倍と字矢内谷に所在する弥生時代から中世にかけての複合遺跡です。

昭和 63 年に遺跡のほぼ中央、東向きの斜面上を、北東方向から南西方向に貫通する一般国道 1 号北勢バイパス（以下、北勢バイパス）の建設が建設省（現国土交通省）によって、事業化されました。北勢バイパスは、三重郡川越町南福崎を基点として、朝日町、四日市市内を経て鈴鹿市稲生町（国道 23 号線に接続）に至る全長 28.4 km、四車線のバイパス道路で、北勢地域の慢性的な交通渋滞の緩和を目的として計画されたものです。

この北勢バイパスの路線部分と「道の駅」建設予定地の約 47,000 m²を対象にして、平成 11 年度から広大な面積の発掘調査を行ってきました。その結果、調査地の丘陵頂部平坦面部分では正殿・脇殿・八脚門で構成される政庁の掘立柱建物群が、丘陵の斜面部分では正倉が建ち並ぶ正倉院が、丘陵の裾部ではそれらの建物に関連する建物群が発見されました。

そのため、古代伊勢国朝明郡衙の可能性が高いとして、全国的にも注目され、その保存について協議が持たれました。その結果、平成 17 年度末に、北勢バイパスの構造変更と側道の迂回により政庁と正倉院部分の保存が決定しました。また、「久留倍官衙遺跡」として平成 18 年 7 月 28 日の官報の告示をもって国史跡に指定されました¹。

¹ 久留倍官衙遺跡は国指定の史跡名称で、久留倍遺跡は史跡指定範囲外も含めた埋蔵文化財包蔵地の名称です。



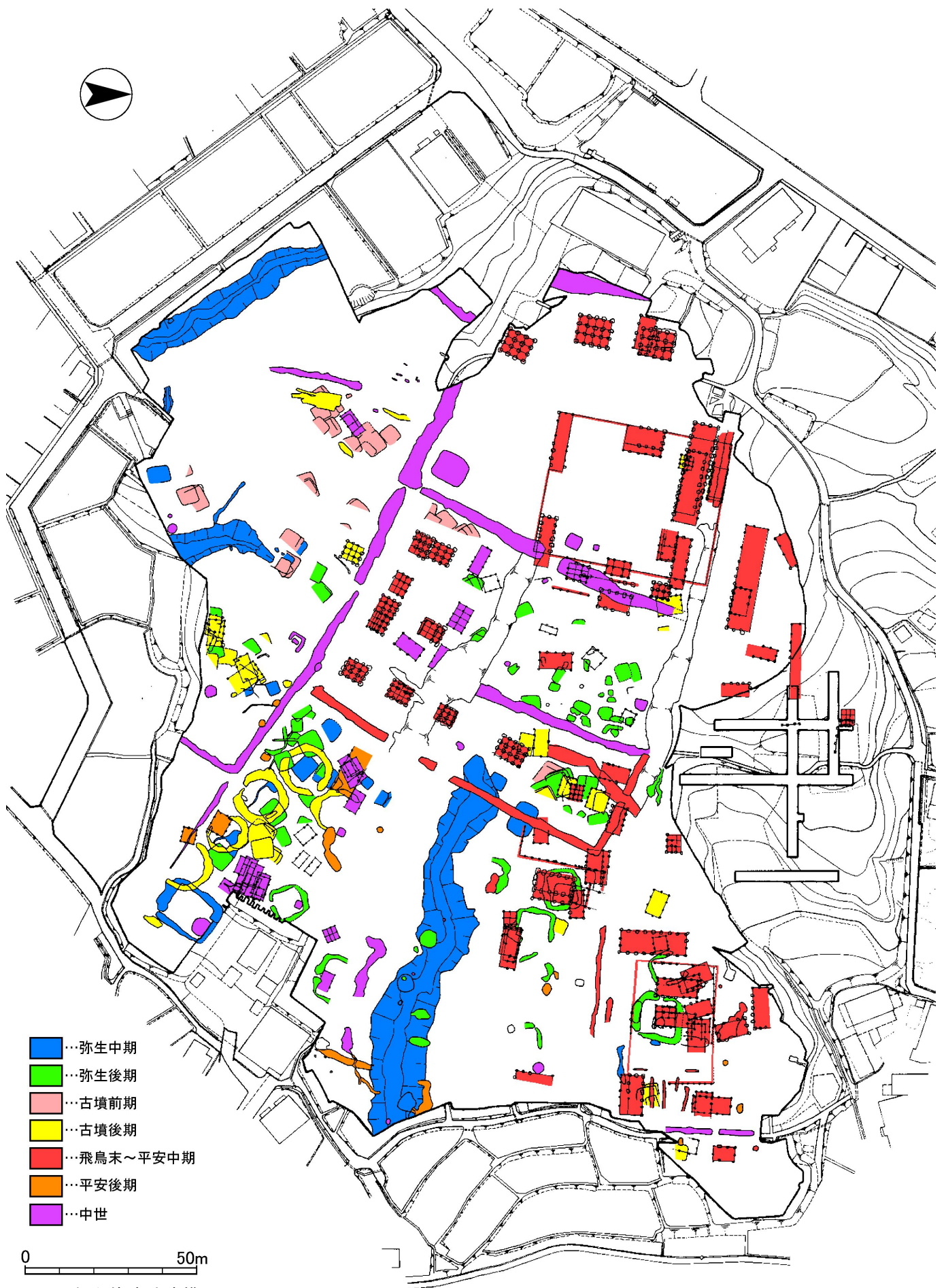


図3 久留倍遺跡遺構配置図 (1 : 1500)

II 遺跡の立地と歴史的環境

(1) 立地と周辺遺跡

久留倍官衙遺跡は、鈴鹿山脈から伊勢湾へと東流する朝明川と海蔵川とに挟まれた垂坂丘陵の北東先端部に位置します。標高約 30 mを最高所として、西側にやや広い平坦面が広がり、そこから東方向に向かって緩やかに傾斜し、北東方向の沖積地へと繋がる地形に立地しています。遺跡から東方向の眼下には沖積平野や伊勢湾もさることながら、対岸の知多半島や、北東方向の名古屋市街地が遠望できます。

久留倍官衙遺跡の周辺には、縄文時代以来多くの遺跡がありますが、ここでは古代に限り、主な遺跡について記述します。

まず、久留倍官衙遺跡から朝明川を挟んで北西へ約 2.5 km、朝日丘陵のやや奥まった台地上に西ヶ広遺跡が存在します。東名阪自動車道や新名神自動車道の建設に伴って発掘調査が行われています¹。調査の結果、弥生時

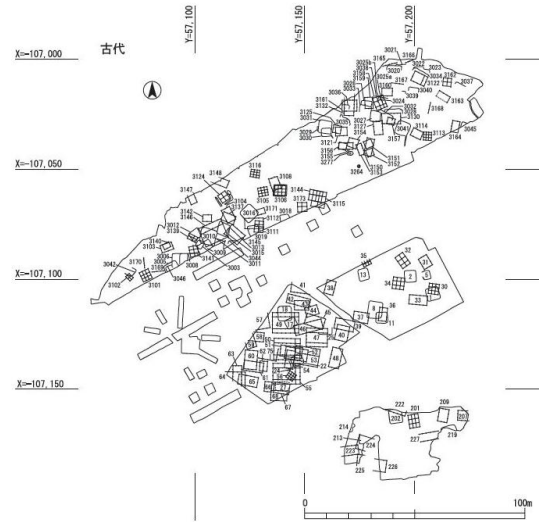
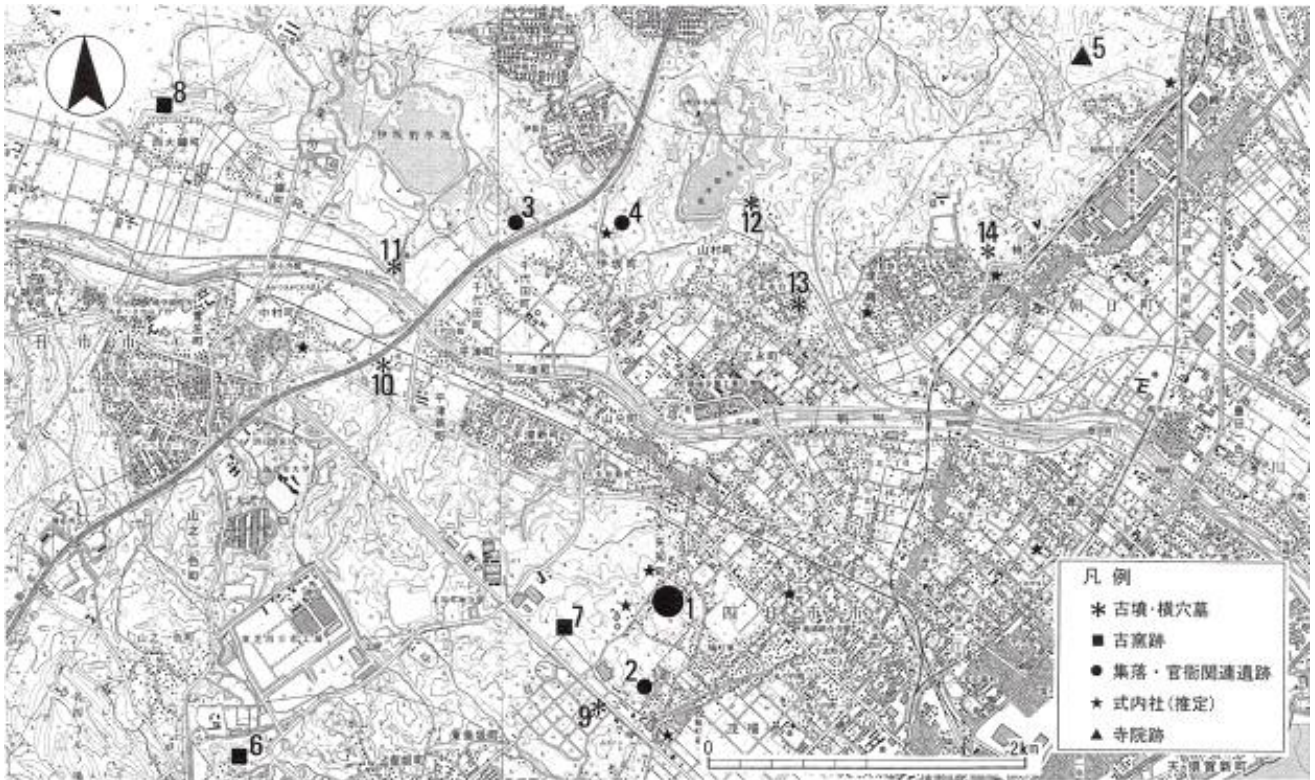


図4 西ヶ広遺跡古代の遺構

代から室町時代の各種遺構・遺物が確認されていますが、特筆すべき遺構としては、奈良時代の掘立柱建物（廂付の大型建物含む）89棟、遺物としては陶製の硯が出土しています。掘立柱建物については、相互に柱筋が揃うことや規模の共通性、配置の計画性などから、何らかの公的な建物群の想定がなされていま



- | | | | | |
|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 1 久留倍官衙遺跡 | 4 菟上遺跡 | 7 鳩浦古家跡 | 10 八幡古墳 | 13 広永横穴墓 |
| 2 大矢知山遺跡 | 5 禊生院寺 | 8 北ノ山古家跡 | 11 広古墳群 | 14 城ノ広古墳 |
| 3 西ヶ広遺跡 | 6 名戸谷口古家跡 | 9 死人谷横穴墓 | 12 金塚横穴墓 | |

図5 久留倍官衙遺跡周辺遺跡位置図

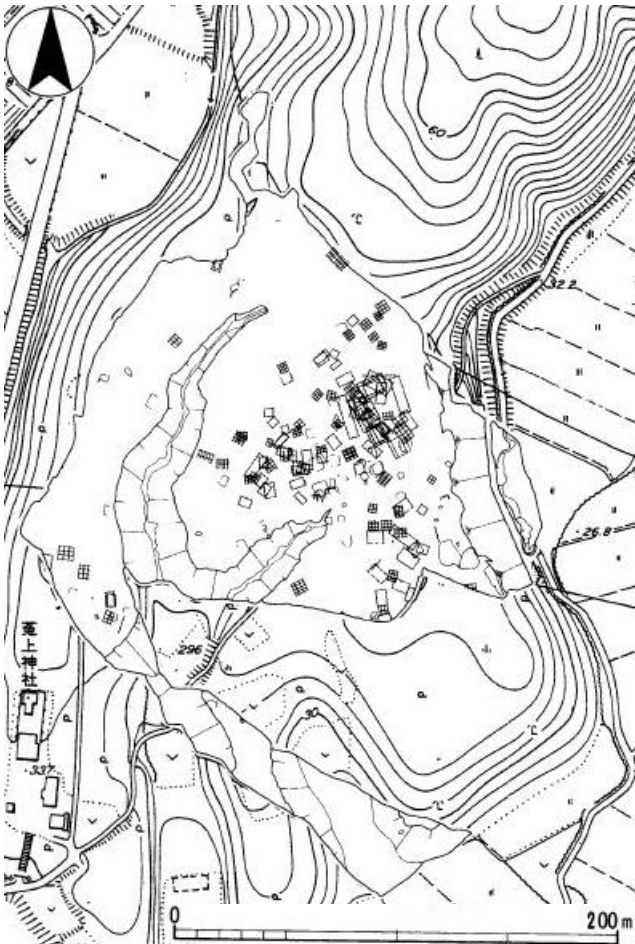


図6 菟上遺跡古代の遺構

す。時期については、概ね7世紀～8世紀後半にかけて営まれたと推測されています。

この西ヶ広遺跡の東、南北方向の狭い谷を挟んで、菟上遺跡が存在します。菟上遺跡も、新名神自動車道の建設に伴って発掘調査が行われ、掘立柱建物が110棟確認されています²。概ね6世紀末～8世紀前半にかけて、掘立柱建物の変遷が考えられています。

さらに、寺院跡として朝日町の縄生廃寺が、西ヶ広遺跡・菟上遺跡の所在する朝日丘陵の東端、やや奥まった所に存在します。発掘調査により、塔跡だけが検出されました³。基壇は一辺約10mで瓦積の化粧を施し、周辺からその瓦が屋根からずれ落ちた状態で見つかりました。また、地下式の塔心礎からは舍利容器が出土しています。舍利自体は残存していませんでしたが、鉛ガラス製の内容物を滑石製の外容器に納め、蓋にはさらに7世紀

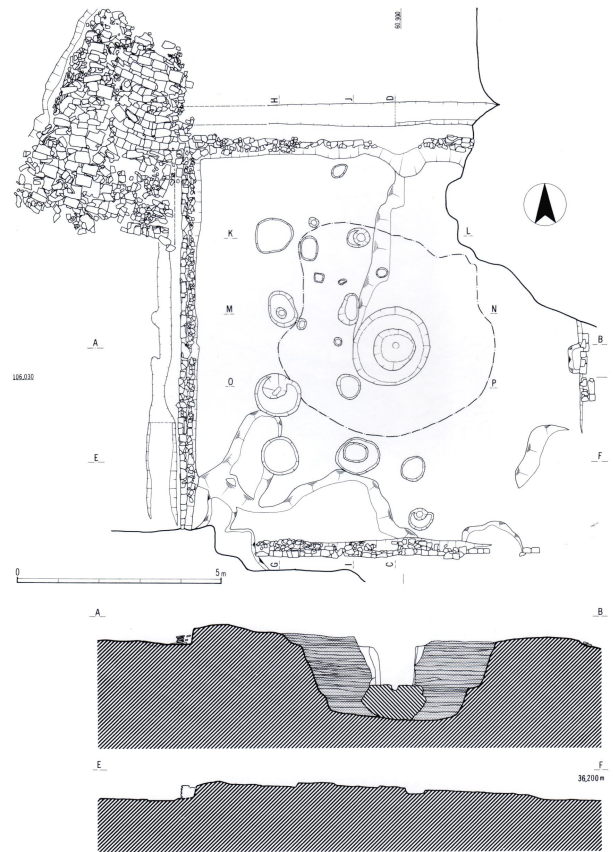


図7 縄生廃寺塔跡



図8 大矢知山畑遺跡航空写真

後半の唐三彩の椀で被覆していました。

そして、久留倍官衙遺跡の南に隣接して存在するのが大矢知山畑遺跡です。9世紀前半～11世紀前半にかけての掘立柱建物が確認されています⁴。灰釉陶器や緑釉陶器、黒色土器などが出土しており、緑釉陶器の出土量が多いのが注目されます。また、「二面風字硯」と呼ばれる特殊な硯も出土しています。硯の出土などから、有力者の居館か、寺院に関連する遺跡の可能性が高いと考えられています。

(2) 壬申の乱と聖武天皇東国行幸

久留倍官衙遺跡の所在する四日市市大矢知町は、古代律令制度では、海蔵川と員弁川に挟まれた伊勢国朝明郡に属しています。『和名類聚抄』では、朝明郡には田光・杖部・額田・大金・豊田・訓覇という6つの郷がありました。

天武天皇元年（672）に、天智天皇の子である大友皇子と天智天皇の弟である大海人皇子（後の天武天皇）との間で皇位継承権をめぐる内乱「壬申の乱」が起こります。天智天皇の亡き後、吉野宮に隠棲していた大海人皇子は、伊賀から伊勢を経て美濃に入り、近江の勢田橋で大友皇子の軍と対戦し、大勝利を収めます。大友皇子は自決し、大海人皇子が即位して天武天皇となります。この内乱の様子は『日本書紀』に記載があり、それによると「天武天皇元年壬申六月条」には、6月26日の朝、朝明郡の迹太川のほとりにおいて、天照太神を望拝したと記されています。

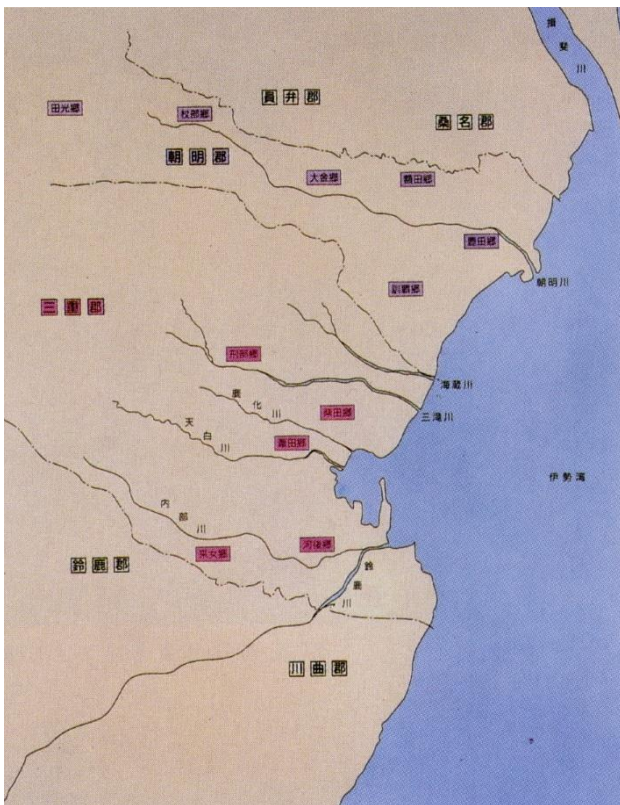


図9 郡郷復元図⁵

迹太川は、現在の河川にその名は無く、三滝川・海蔵川・米洗川・部田川・十四川・朝明川・員弁川など複数の河川がその候補に挙がっています。この迹太川が現在のどの河川にあたるのかは非常に重要なことで、天照太神を望拝した後に朝明郡家に至っているため、迹太川が現在のどの河川かが分かれば、朝明郡家がどのあたりにあったのかの重要な手がかりになります。

四日市市内には、壬申の乱に関する史跡や伝承地がいくつかあります。大矢知町に所在する三重県指定史跡でもある「天武天皇迹

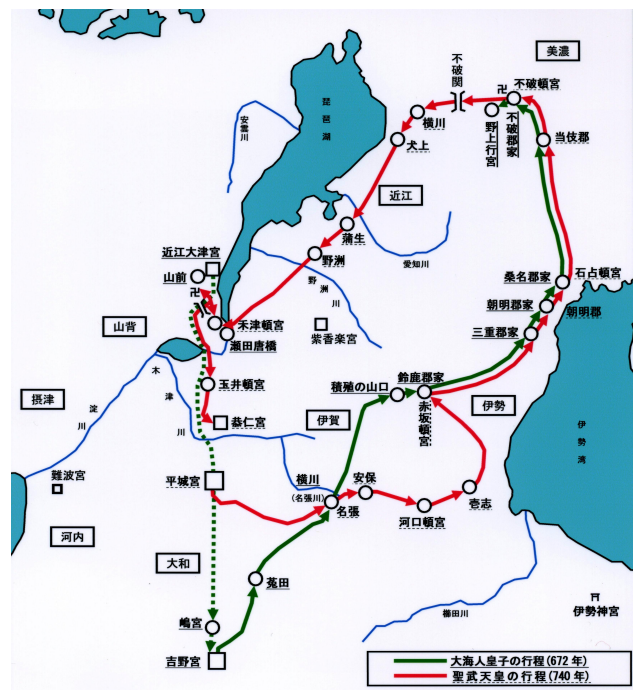


図10 壬申の乱・聖武天皇東国行幸の行程図⁶



図11 迹太川候補河川図

太川御遥拝所跡)、羽津の糠塚山山頂に所在する「天武天皇神宮御遥拝所」の石碑、山之一色町に所在する「遠保神社」などは、いずれも望拝（遥拝）をした場所ではないかと言われています。

また、『続日本紀』によると、天平 12 年（740）に聖武天皇は、平城宮を後にして、伊賀・伊勢・美濃・近江・山背に立ち寄り、最後に恭仁京に遷都を行います。「聖武天皇の東国（伊勢）行幸」と言われています。聖武天皇は、壬申の乱で勝利した天武天皇の直系の曾孫であり、その正当性と権力を誇示するために、曾祖父の歩んだ東国（伊勢）への行幸を行ったと考えられています。



図 12 天武天皇迹太川御遥拝所跡



図 13 聖武天皇社

その歩んだ道は、出発点こそ違うものの、鈴鹿の辺りからは同じ行程を歩むこととなります。天平十二年十一月条のくだりでは、朝明郡に聖武天皇が到達したことがわかります。

四日市市内には、壬申の乱と同様に、聖武天皇行幸に関する史跡や伝承地がいくつかあります。松原町に所在する四日市市指定史跡でもある「万葉史跡と聖武天皇社」、同じく松原町に所在する「鏡ヶ池（笠取り池）跡」、大宮町に所在する「志氏神社」などです。

- 1 三重県教育委員会「西ヶ広遺跡」『日本道路公団東名阪道路埋蔵文化財調査報告』1970
四日市市教育委員会『西ヶ広遺跡発掘調査報告—D 地区—』1972
三重県埋蔵文化財センター『西ヶ広遺跡（第3・4次）発掘調査報告』2006
- 2 三重県埋蔵文化財センター『菟上遺跡発掘調査報告』2005
- 3 朝日町教育委員会『繩生廃寺跡発掘調査報告』1988
- 4 四日市市教育委員会『大矢知山畑遺跡』2002
- 5 四日市市立博物館『四日市市立博物館常設展示案内』1994
- 6 瀧浪貞子『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、1991 を基に作成



図 14 志氏神社

Ⅲ 久留倍官衙遺跡の遺構概要

(1) 遺構の検討

久留倍官衙遺跡では、古代の官衙に関係すると考えられる掘立柱建物が 80 棟近く検出されており、丘陵の上部平坦部、丘陵斜面、丘陵裾部に位置しています。

それら掘立柱建物を整理するにあたり、以下の点について検討しました。

- ①建物の重複関係、②建物の向き（方位）、③建物の建替えの有無・回数、④各建物間の距離関係（1尺＝約 30cm）、⑤建物配置、⑥建てられた場所、⑦掘りかたの大きさ、⑧出

土遺物、です。

その結果、いくつかの建物のセット関係を見出し、そのセット関係から大きく3つのまとまりを設定し、Ⅰ～Ⅲ期の時期の変遷を考えました。すなわち、

Ⅰ期－コの字型政庁（7世紀末～8世紀前半）

Ⅱ期－長大な東西棟を中心とした建物群（8世紀前半～8世紀後半）

Ⅲ期－正倉院（8世紀後半～9世紀末）

となります。以下、Ⅰ～Ⅲ期の各時期の検討結果と主要遺構について概説していきます。

官衙以前		Ⅰ期			Ⅱ期			Ⅲ期				
SH509(7c後半)	正面に位置	SB412A (N10E)	建替	SB412B (N10E)	重複	SB453 (N1E)						
SB473 (N14W)						SB95 (N1E) SB99 (N1E)	重複					
	重複	SB455 (N10E)		SB454 (N10E)								
				SB476 (N10E)				SA1322 (N1E)				
		SA477A (N10E)	建替	SA477B (N10E)						SB405 (N4E)		
		SA474 (N10E)										
SB401 (N17E)		SB402 (N10E)			重複							
		SB1357 (N24W)	重複	SB1358 (N16W)		SB410 (N4E)						
				SB1318 (N16W)		SB94 (N4E)				SB97 (N4E)		
						SA1323 (N4E)						
					重複	SA491 (N4)						
SH59(7C後半)	正面に位置					SB92 (N4E)				SB91 (N4E)		
SH65(7C後半)	正面に位置					SB90A (N4E)	建替			SB90B (N4E)		
						SB416 (N4E)					SD312	
SB458 (N22E)										SB431A (N11E)	建替	SB431B (N11E)
SB456 (N10E)				SB444 (N10E)		SB437A (N13E)	建替	SB437B (N13E)		SB438A (N11E)	建替	SB438B (N11E)
SB448 (N12E)						SB445 (N13E)		SB439 (N11E)				
				SB430 (N10E)	重複	SB449 (N13E)				SA471 (N1E)		
						SB432A (N13E)	建替	SB432B (N13E)	重複			SD901 [SD711]
						SB433A (N13E)	建替	SB433B (N13E)				SD901
						SB435A (N13E)	建替	SB435B (N13E)				
						SB404 (N13E)						SD903
						SB442 (N13E)						SD902

表1 切り合い・重複関係のある遺構表

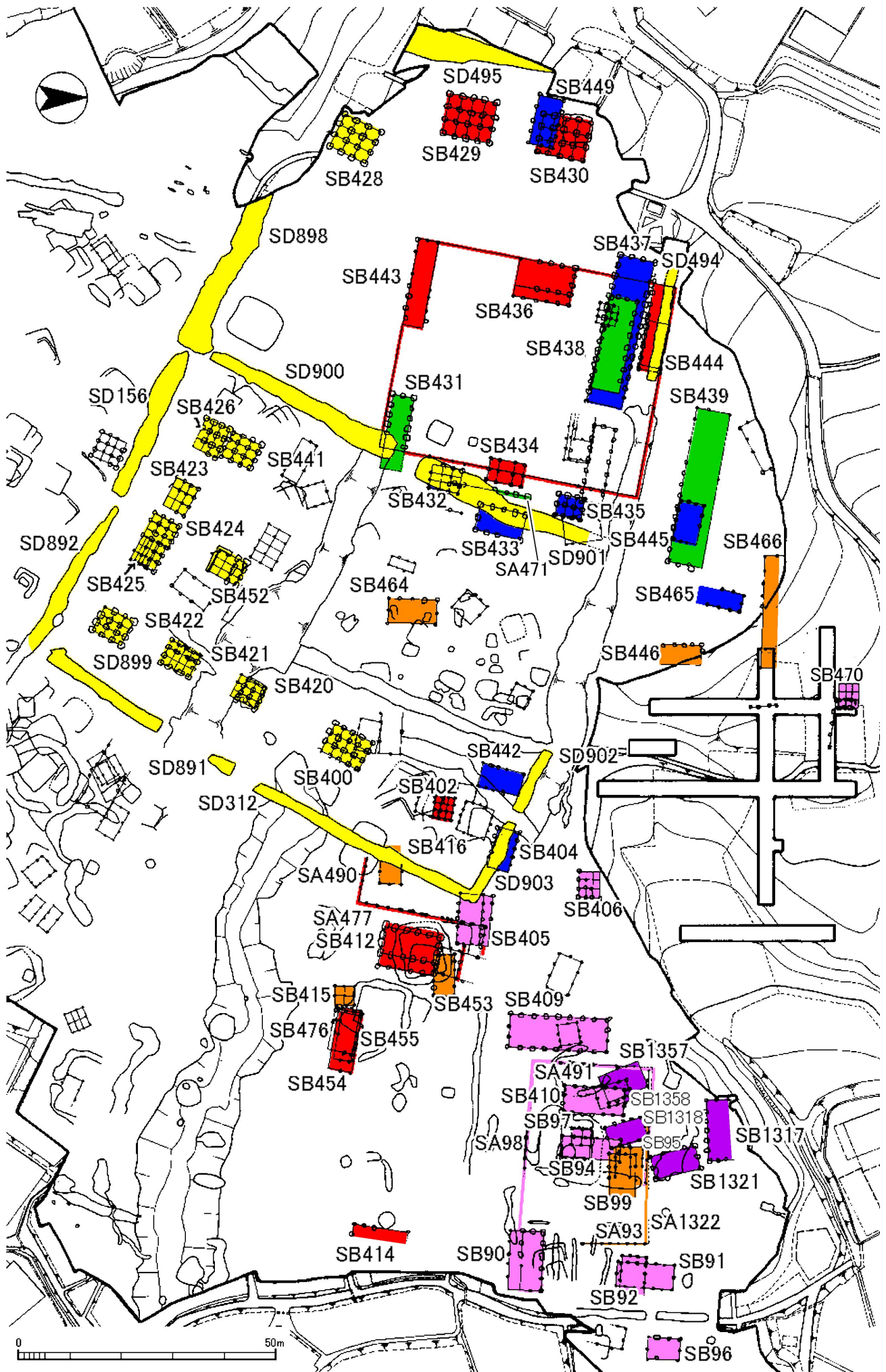


图 15 久留倍官衙遺跡遺構配置図 (1 : 1000)

(2) I期の遺構

〔N10° E〕の方位をもつ東面する建物群が、丘陵上部平坦部と丘陵裾部に展開します。上部平坦部では、SB436（正殿）を中心として、左右にSB443・444（脇殿）、正面にSB434（八脚門）を配置し、塀で囲まれたコの字型の政庁が見られます。また後背には正倉（SB429・430）が位置します。建て替えはありません。

一方、裾部の建物群はSB412を中心として前後面に建物が見られます。なお、SB412には廂の有無での建て替え、またSB455はSB454へ規模を大きくして、SA477は柱間7尺から8尺への建て替えが見られます。

時期について、丘陵裾部の建物群は、①丘陵裾部の官衙建物区域内およびその周辺に、7世紀後半の堅穴住居があり、掘立柱建物と堅穴住居が同時存在していないと考え、官衙建物の時期は7世紀後半以降と判断されます。②SB455から7世紀末～8世紀初頭の土器が出土していることから7世紀末～8世紀初頭に成立し、8世紀前半には建て替えられたと考えられます。

また、丘陵上部の政庁の時期については、裾部の建物群がある一方で、律令的な規格性をもつコの字型配置の政庁へと発展していったと考えられるため、裾部建物群の建て

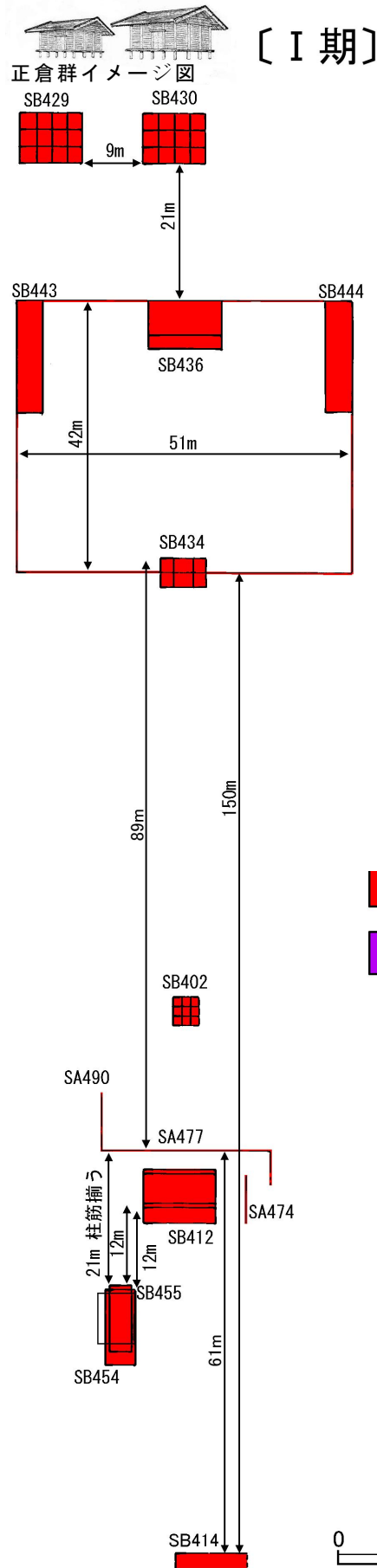


図 16 I期建物距離間図 (1 : 1000)

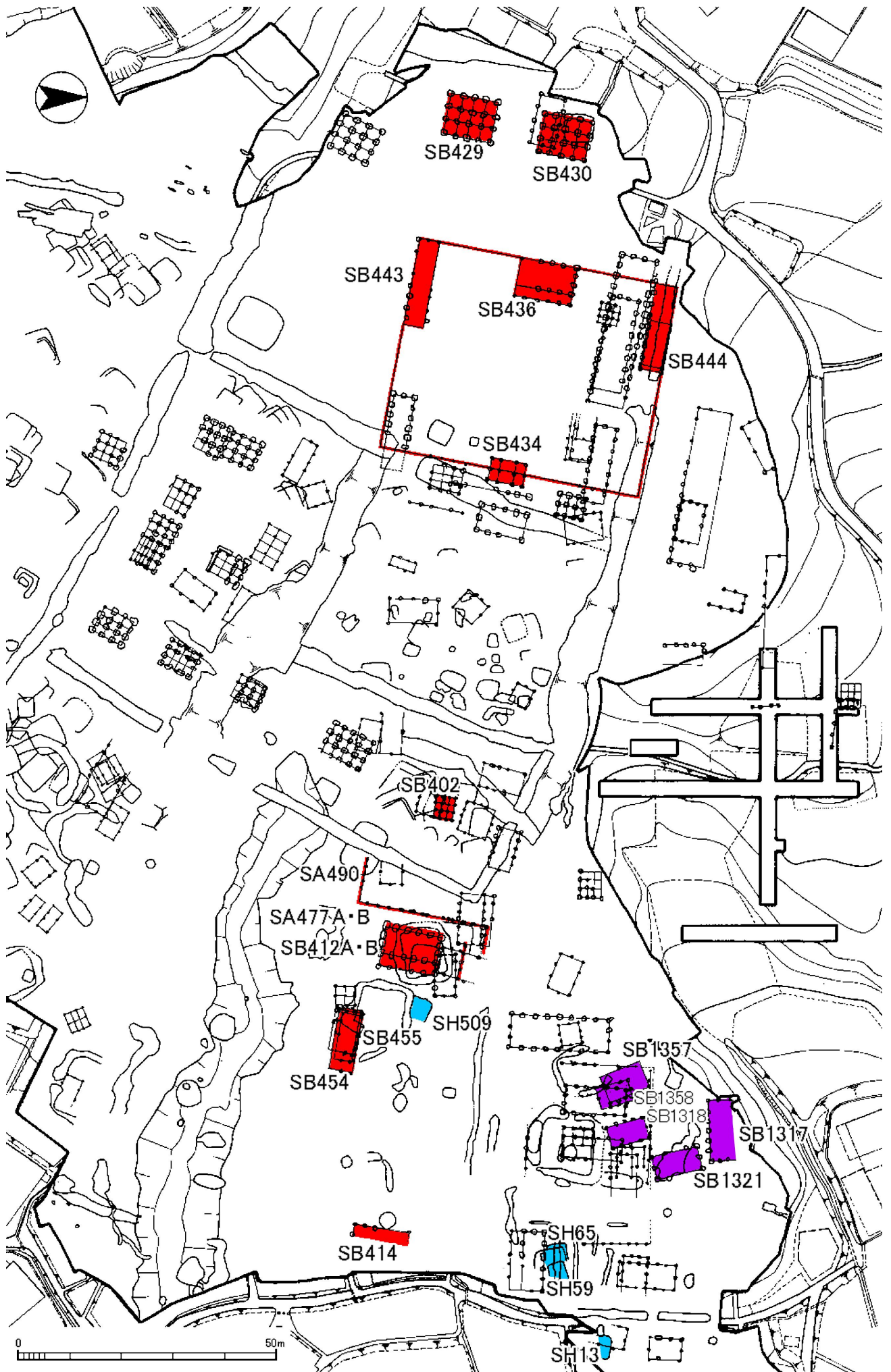


图 17 I 期遺構・竖穴住居配置图 (1:1000)

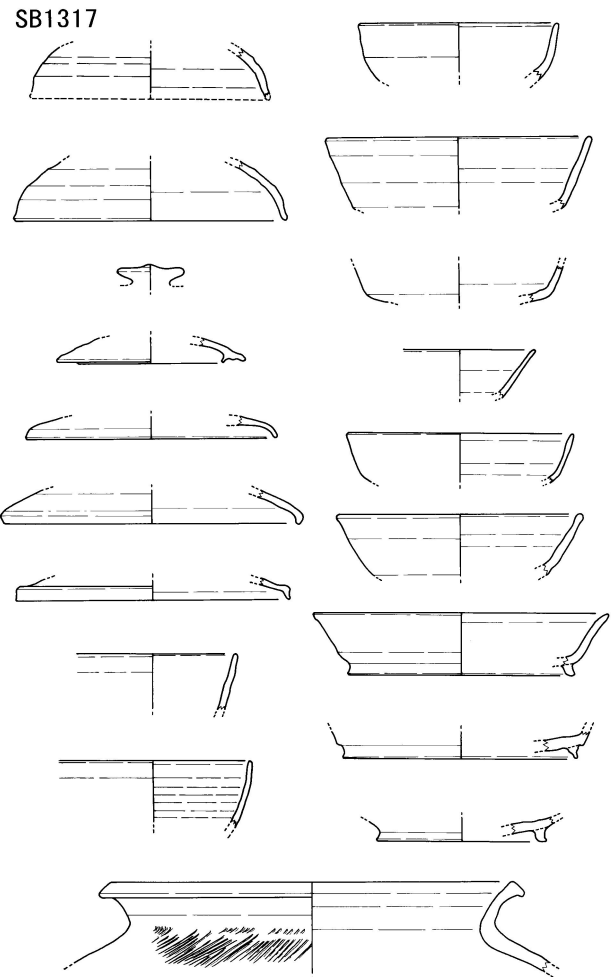
替え時期、すなわち8世紀前半に成立したと考えます。さらに廃絶時期については、次のⅡ期の成立が8世紀前半代を考えているため、8世紀前半代に収まると思われます。

また丘陵北東裾部には[N2° W、N24° W、N16° W]をもつ建物群 SB1317、1357、1318・1321・1358が見られ、SB1357と1358が重複するため、2時期が設定できます。なお、この建物群では柱穴から、7世紀末～8世紀前半と考えられる土器が比較的多く出土し、さらにⅡ期としたSB94に切られていることからⅠ期としました。

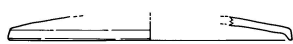
建物間の距離と配置については、丘陵裾部のSB412A身舎とSB455との間が12m、同じくSB412B身舎とSB454との間が12mで、相互に規格性が見られます。一方、丘陵上部の政庁では、八脚門SB434に取り付く塀と正殿SB436に取り付く塀の間が約42m(東西)、両脇殿SB443・444の外側間が約51m(南北)を測り、この範囲で政庁域を構成しています。またSB436西柱筋と倉庫群SB429・430の東柱筋間が約21mとなり、政庁域の東西間の半分になることから、建物配置に規格性が認められます。

さらに、SB1321・1318・1358では相互に3.5mの間隔で建てられ、またSB1321の南梁柱筋とSB1358の北梁柱筋が揃うため、この3棟はセット関係にあると考えられます。そのため、方位はやや異なりますが残るSB1317と1357をセットとし、規格性をもつSB1321建物群に先行する一群と考えます。

SB1317・1318・1321・1357・1358 出土遺物 7世紀中葉～後半代の若干時期が異なる杯蓋なども見られますが、概ね7世紀末～8世紀初頭・前半の杯身、杯蓋や杯が出土しています。



SB1318



SB1357



SB1358



SB1321

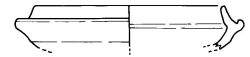
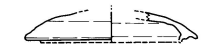
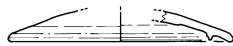


図 18 SB1317・1318・1321・1357・1358 出土遺物 (1:4)

SB412 桁行5間(11.25m)×梁行4間(7.95m)、床面積89.44㎡の南北棟側柱建物です。桁柱間は2.25m、身舎梁柱間は1.8mの等間で、廂梁柱間は2.55mになります。柱掘りかたは隅丸方形で、径は1.1mです。建て替えが行われていて、当初は東面に廂が付くと考えられます。廂の柱掘りかたはやや小ぶりの円形をしています。建物方位はN10°Eです。遺物は混入と思われる7世紀後半代の須恵器杯身・蓋、鉢などが出土しています。



図19 SB412 (北から)

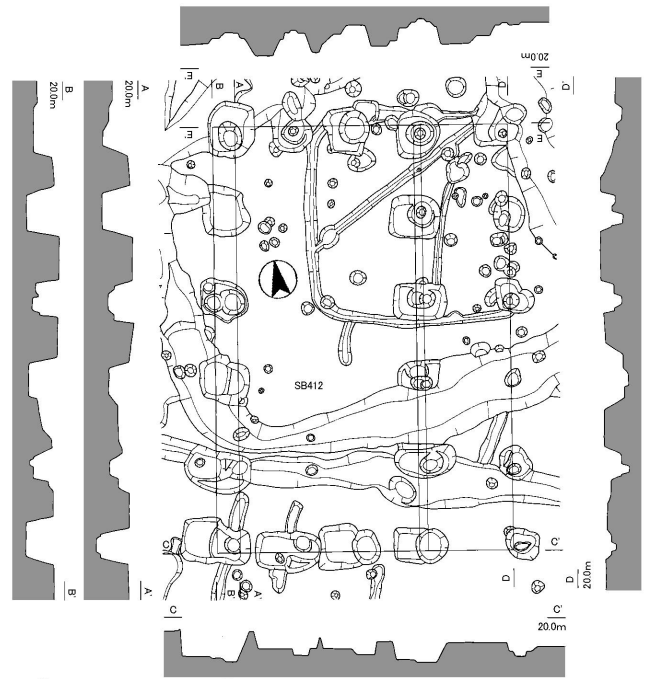


図20 SB412 遺構図 (1:200)

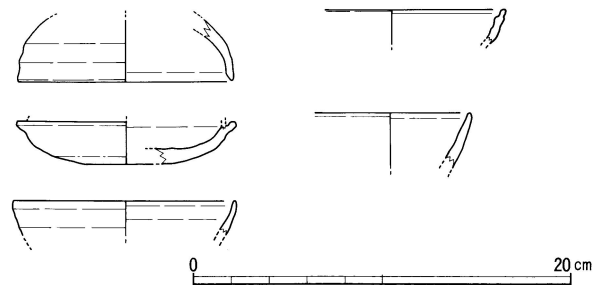


図21 SB412 出土遺物 (1:4)

SB455・454 SB412の南東側に位置します。SB455は桁行4間(10.2m)×梁行2間(3.6m)、の東西棟側柱建物です。桁柱間は西から2.25m+2.55m+2.7m+2.55mと不揃いで、梁柱間は1.8m等間です。柱穴から7世紀末～8世紀初頭と見られる杯が出土しました。

SB454は、SB455より若干東へずれてほぼ同じ場所に規模を大きくして建てられます。桁行5間(12.0m)×梁行2間(4.5m)の東西棟の側柱建物です。桁柱間は2.4m、梁行柱間は1.5m等間です。

なお、この2棟に重複してSB476も見られます。

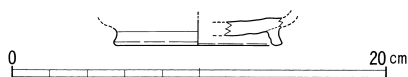


図22 SB455 出土遺物 (1:4)

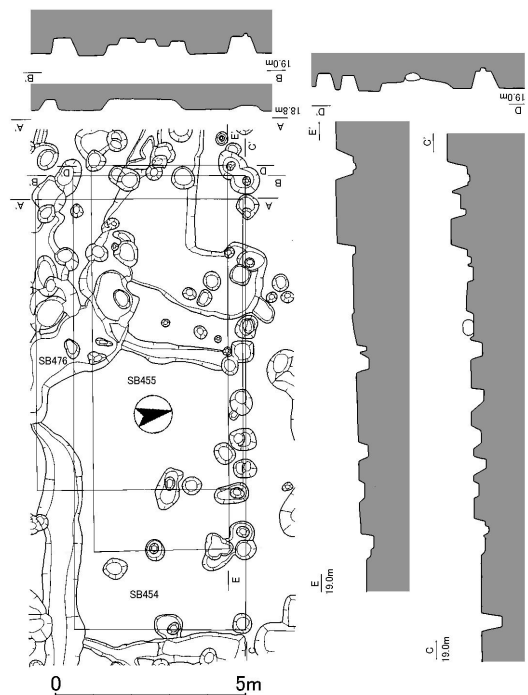


図23 SB455・454 遺構図 (1:200)

政庁正殿 (SB436) 東面に廂が付く片面廂建物です。桁行5間 (11.25m) × 梁行4間 (7.5m) の南北棟で、桁柱間は2.25m、身舎梁柱間は1.8mの等間で、廂梁柱間は2.1mになります。床面積は84.38㎡です。建て替えはなく、建物方位はN10° Eです。柱掘りかたは直径0.7~0.9mの方形で、直径約0.3mの柱痕が残っていましたが、南西部分の柱穴は確認できませんでした。また正殿背面と脇殿側面を結ぶ塀と考えられる柱穴も確認しました。

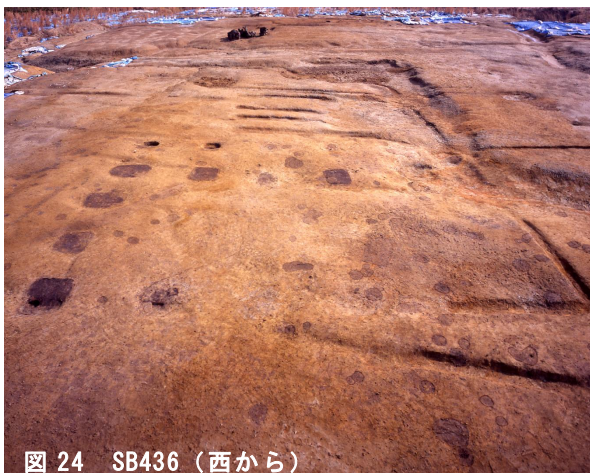


図24 SB436 (西から)

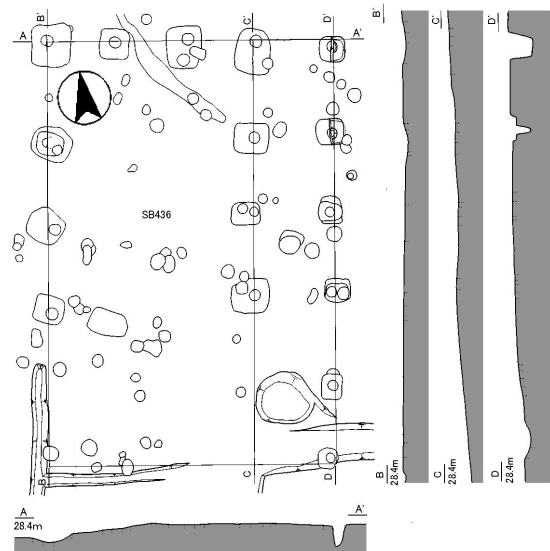


図25 SB436 遺構図 (1:200)



図26 SB444・SD494 (西から)

政庁北脇殿 (SB444) 桁行8間 (16.8m) × 梁行2間 (4.2m) の東西棟側柱建物です。桁柱間は2.1m、梁柱間は2.1mの等間です。建物の中央をほぼ平行に走るSD494によって削平を受けていて、建物北側の柱列や北西部分についてはあまり確認できませんでした。また、南西隅の柱穴がSB437の北側桁柱穴によって削平されます。南側柱列の掘りかた内で礎盤石と考えられる人頭大の石を確認しました。建て替えはなく、建物方位はN10° Eです。また、この建物に重複して先行する東西棟SB456を確認しました。なお、南脇殿であるSB443と左右対称になると考えられます。

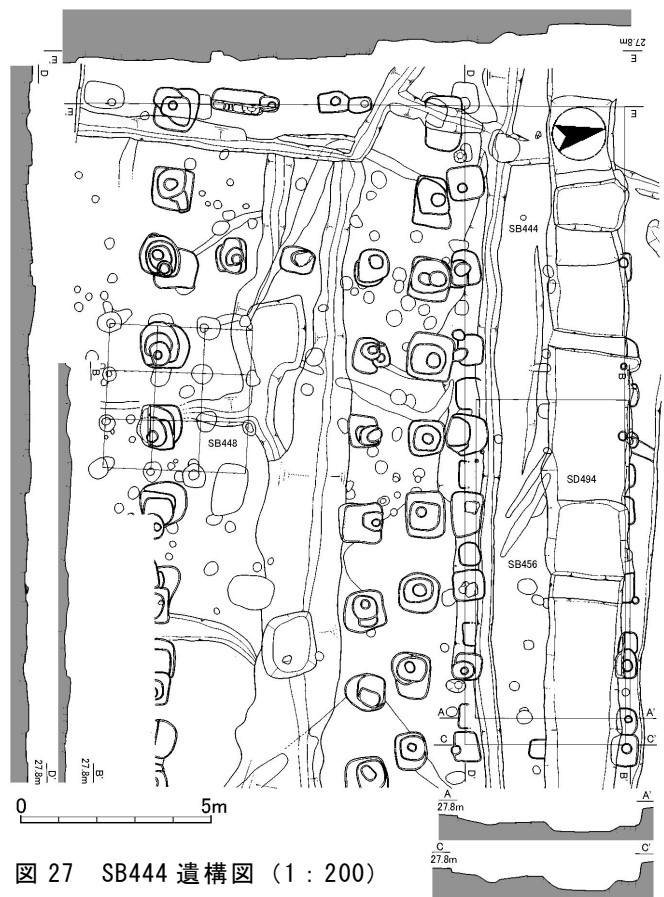


図27 SB444 遺構図 (1:200)

政庁門 (SB434) 桁行3間(6.6m)×梁行2間(4.2m)の南北棟の建物です。桁柱間は北から1.8m+3.0m+1.8m、梁柱間は2.1m等間で、桁行中央間が幅広く、そこに戸口を一つ備えた「三間一戸」の八脚門です。建て替えはなく、方位は正殿と同じくN10°Eです。また門に取り付く塀があり、その柱穴を南側で4個、北側で3個確認しました。南側の柱穴間は2.4mの等間、北側は2.25mの等間です。なお、八脚門は門の中でも格式が高いとされています。

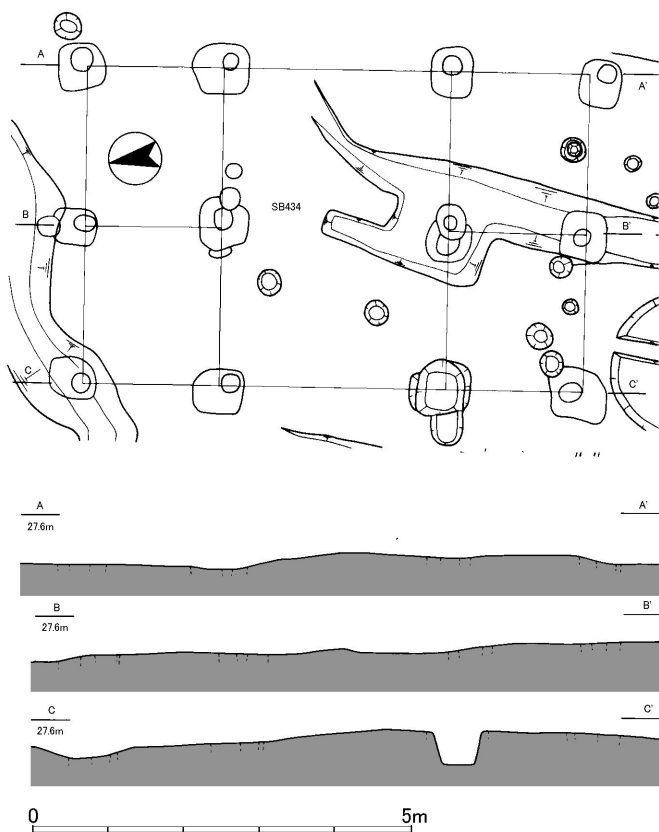


図28 SB434 遺構図 (1:100)

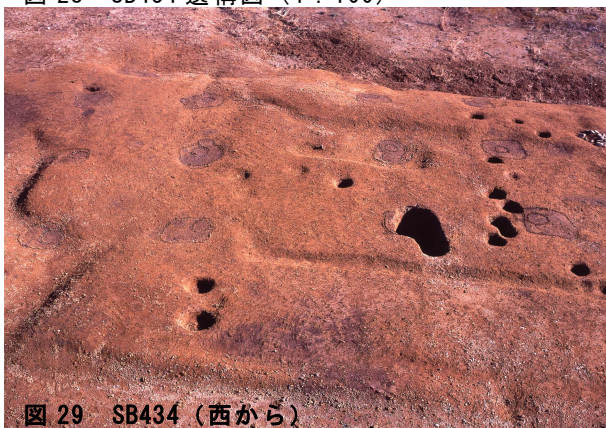


図29 SB434 (西から)

政庁正倉 (SB429) 桁行4間(9.6m)×梁行3間(7.65m)、床面積73.44㎡の南北棟総柱建物です。桁柱間は2.4m、梁柱間は2.55mの等間です。柱掘りかたは約1mの隅丸方形で、柱の抜き取り痕跡を確認し、西側2列は西側へ、東側2列は東側へ柱が抜き取られたようです。建て替えはなく、方位は正殿と同じくN10°Eです。北側にあるほぼ同規模の正倉(SB430)と、柱筋を揃えて南北に整然と建ち並んでいます。

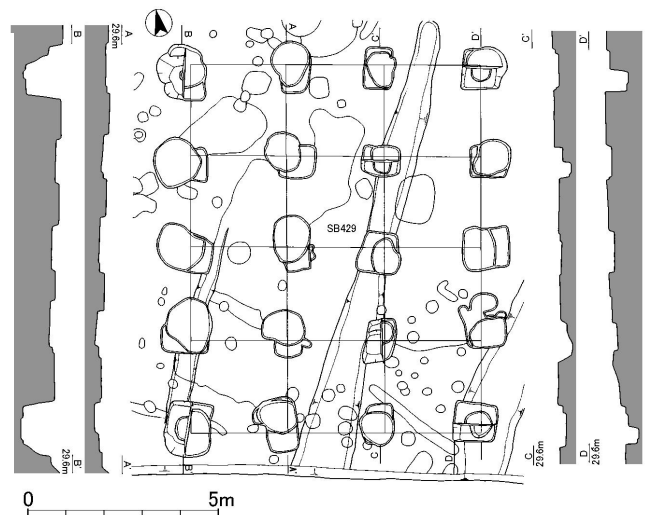


図30 SB429 遺構図 (1:200)



図31 SB429・430 (北から)

(3) II期の遺構

I期では建物群は東面を基調としていましたが、II期になると〔N11° E〕・〔N13° E〕の方位をもつ南面を基調とする建物群が主に丘陵上部平坦部で、〔N1° E〕・〔N4° E〕の方位をもつ東面を基調とする建物群が丘陵裾部で展開します。

切り合い関係から、①SB444 (I期) → SB437 (II期) ②SB437 (N13° E) → SB438 (N11° E) ③SB445 (N13° E) → SB439 (N11° E) が判明しています。その結果、I期の政庁脇殿の後にII期のSB437が建てられること、〔N13° E〕建物群の後に〔N11° E〕建物群が建てられたことが分かりました。つまり丘陵上部平坦部では、東面を基調とするI期政庁から、南面を基調とするII期建物群へと変化したことが窺えます。

また〔N11° E〕・〔N13° E〕建物群は各々建て替えが見られ、2時期あることも判明しています。さらに〔N4° E〕建物群の中でも切り合い関係 (SB92→91、SB94→97) やSB90の建て替えが見られ、大きく建物配置を変える2時期があると考えられます。

なお、II期の建物としているSB404・405・416・442が、III期としている正倉院の区画溝SD312・902・903に削平されているため、建物と正倉院の同時存在はないものと考え、II期とIII期とに分け、時期変遷の根拠としています。

存続時期については、①次期であるIII期の成立時期が8世紀後半と考えられる、②SB439 (N11° E)の柱掘りかたから8世紀中葉の土器が出土している、ことなどから8世紀前半代に始まり、後半まで続くと考えられます。

建物間の距離と配置については、いずれの方位の建物群の中でもそれぞれ規格性が認められます。

〔N13° E〕建物群は、長大な東西棟SB437を中心として、その南側に広い空閑地を設け

ています。またSB445・435・432の3棟が東側柱筋を揃えてあり、SB445とSB435の間隔が18mで、SB435とSB432の間の中央東側にSB433が配置されています。同じくSB435とSB437の間隔も18mになります。さらにSB433の東桁柱筋とSB465の西桁柱筋を揃えます。またSB437とSB449の東西・南北方向の内側間はともに17mです。

〔N11° E〕建物群は、いずれも東西棟であり、SB437とほぼ同規模の長大な東西棟SB439を中心として、南側に空閑地を設け、東側にはSA471が見られます。SB439の西梁柱筋とSB438の東梁柱筋が揃い、15mの間隔があります。またSB439とSB431の間隔は54mあります。

〔N4° E〕建物群は、2つの建物配置が考えられ、ひとつはSA1323・491・98で囲むと考えられるSB410・94の南北棟を中心として、東側にSB90AとSB92などが配置される建物群です。SB410とSB94、SA491が4.5m間隔で、SB94とSB90Aの東西間、SB90AとSB92南北間が15mと規格性が見られます。もう一方は、西側に東西棟廂付建物 (SB405)・南北棟側柱建物 (SB409)・総柱建物 (SB406)、東では東西棟廂付建物 (SB90B)・南北棟側柱建物 (SB91)・総柱建物 (SB97)が同じ建物構成の関係をもつ建物群です。また離れてSB406と同規模と考えられる総柱建物 (SB470)があります。

〔N1° E〕建物群は、東側に見られるSA93・1322で囲まれると考えられるSB95・99 (2棟は重複)の一群と、西側に展開するSB453・464・446・466などの一群に大きく分かれます。

なお、〔N1° E〕と〔N4° E〕建物群は重複関係にありますが、切り合う柱穴が無いため新旧関係は不明です。ただ、やや散在的に配置される〔N1° E〕と比べ、〔N4° E〕建物群では顕著に規格性が窺えるため、〔N4° E〕建物群の方が新しいと考えられます。

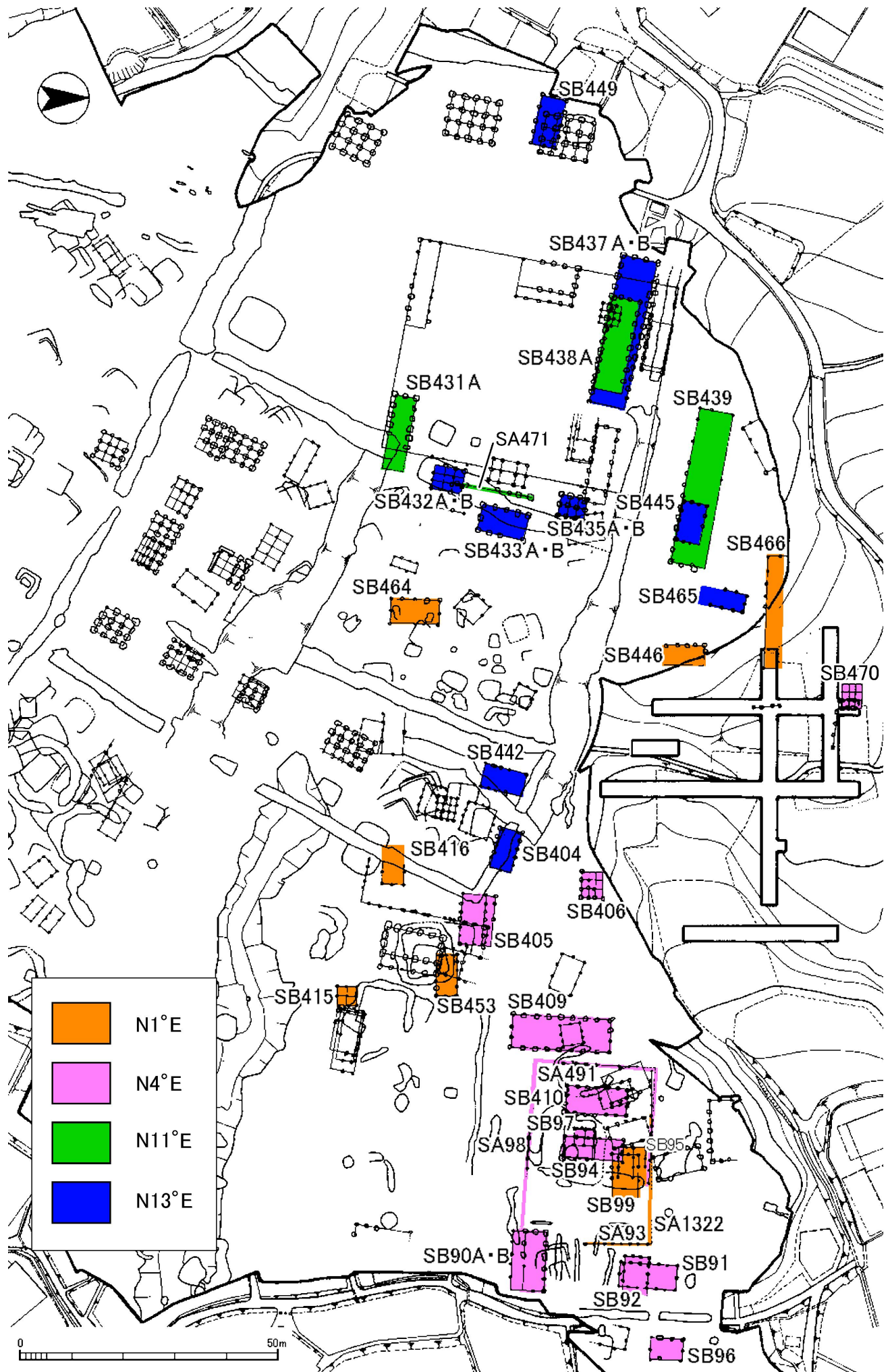


图 32 II 期遺構配置圖 (1 : 1000)

〔Ⅱ期〕

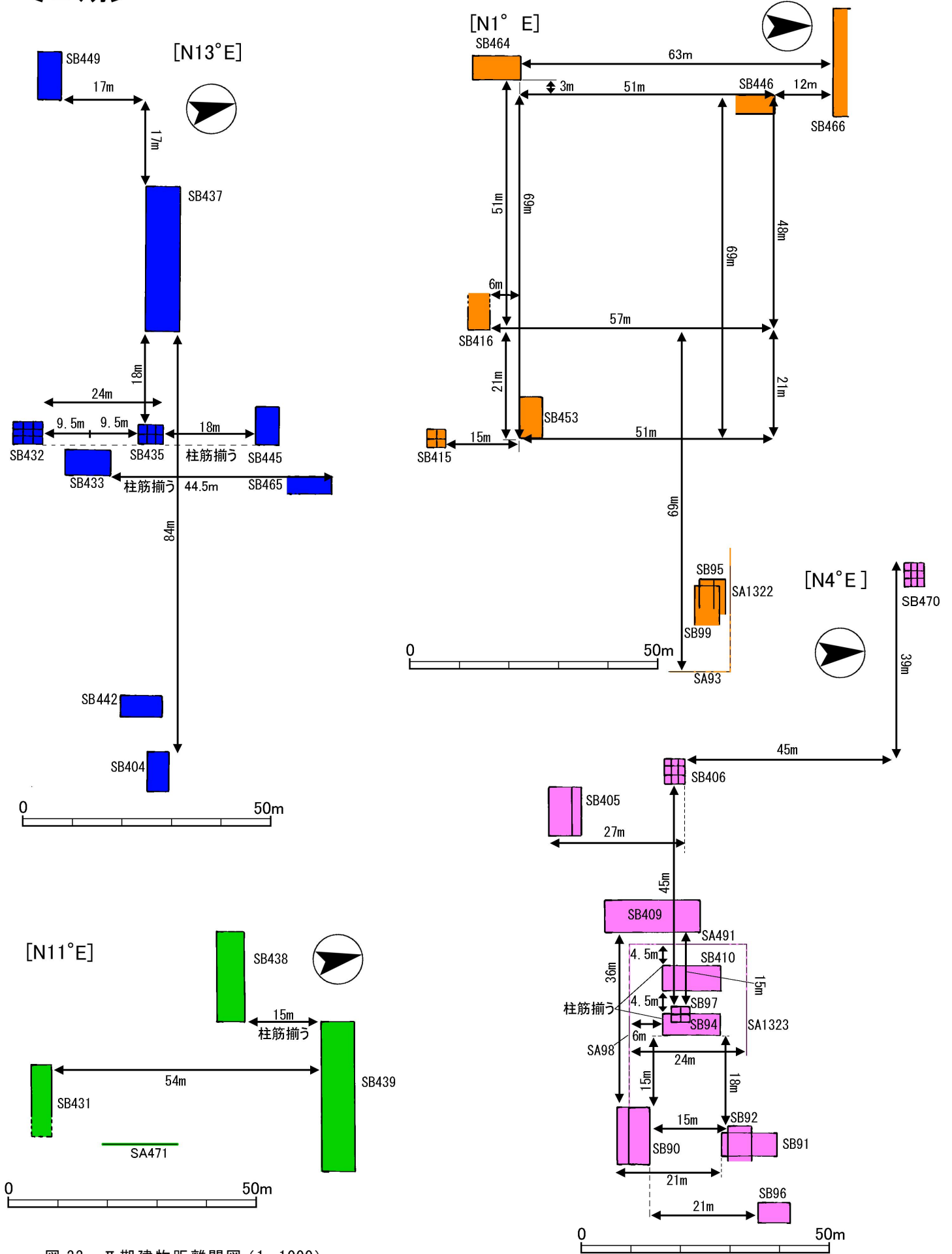


図 33 Ⅱ期建物距離間図 (1 : 1000)

SB437 桁行 14 間 (29.4m) × 梁行 3 間 (6.9 m)、床面積 202.86 m² の長大な東西棟側柱建物です。桁柱間は 2.1m 等間、梁柱間は北から 2.4m + 2.1m + 2.4m です。建て替えを行っていて、古い柱掘りかたは隅丸方形で一辺約 1.2m と大きく、新しい柱掘りかたは一辺約 0.8m とやや小さくなります。方位は N13° E です。また北側桁柱列の西から 2 番目の柱穴が SB444 の南西隅柱穴を切っていることから、SB444 を壊して造られたことが分かりました。さらに、南側柱筋が重なる位置で、桁行 8 間 (18.0m) × 梁行 3 間 (5.55m)、建物方位が N11° E の SB438 があり、方位をやや違えますが、長大な建物から小ぶりの建物へ建て替えられていることが分かりました。



図 34 SB437 (南西から)

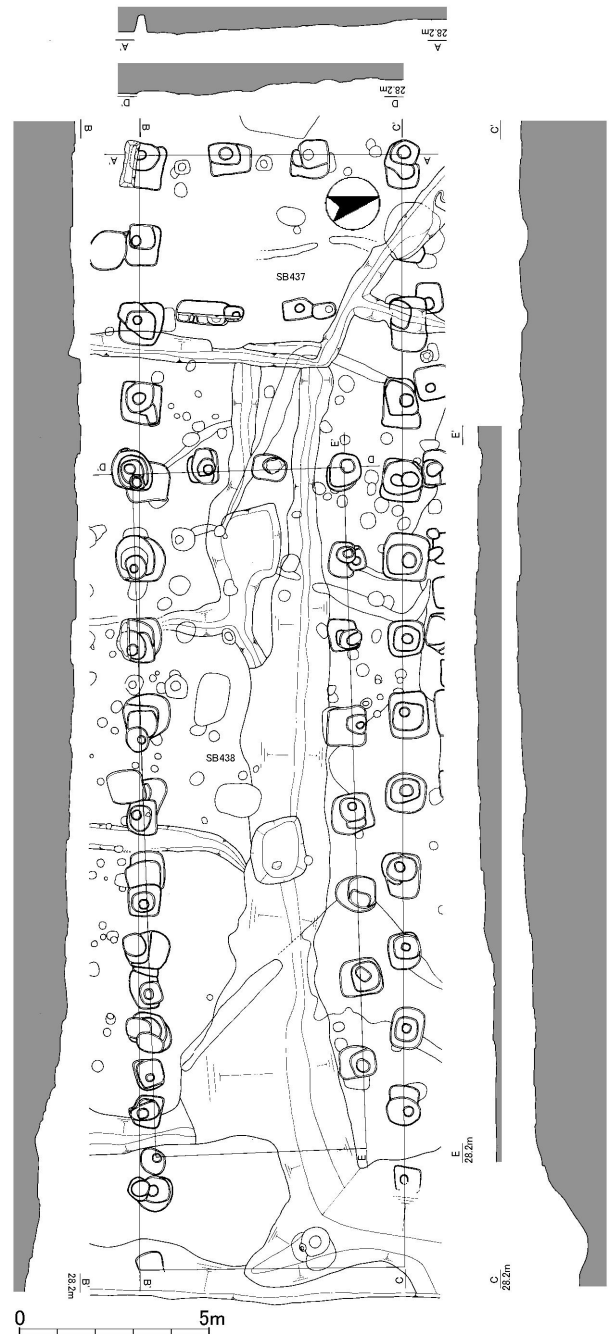


図 35 SB437 遺構図 (1 : 200)

SB433 桁行 4 間 (9.15m) × 梁行 2 間 (5.1 m)、の南北棟側柱建物です。桁柱間は北から 2.25m × 3 + 2.4m、梁柱間は 2.55m 等間です。正倉院区画溝 SD901 に削平されます。建て替えを行っていて、建物方位は N13° E です。総柱建物である SB432 と SB435 のちょうど中間に位置します。

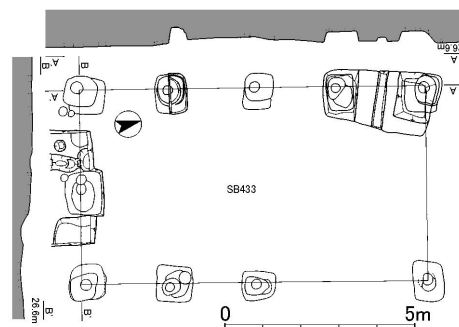


図 36 SB433 遺構図 (1 : 200)

SB439 SB437 の北側の約 1.5m下がった場所に位置します。桁行 14 間 (30.0m) × 梁行 3 間 (6.75m)、床面積 202.5 m² の長大な東西棟側柱建物で、SB437 よりも桁行が 0.6 m 長いです。桁柱間は東西ともに 2 間分が 2.25m、その間の 10 間分が 2.1m 等間で、梁柱間は 2.25m 等間です。柱掘りかたは一辺約 1 m の隅丸方形で、柱の抜き取り痕跡を確認しました。建物方位は N11° E です。



図 37 SB439 出土遺物 (1 : 4)



図 38 SB439 (東から)

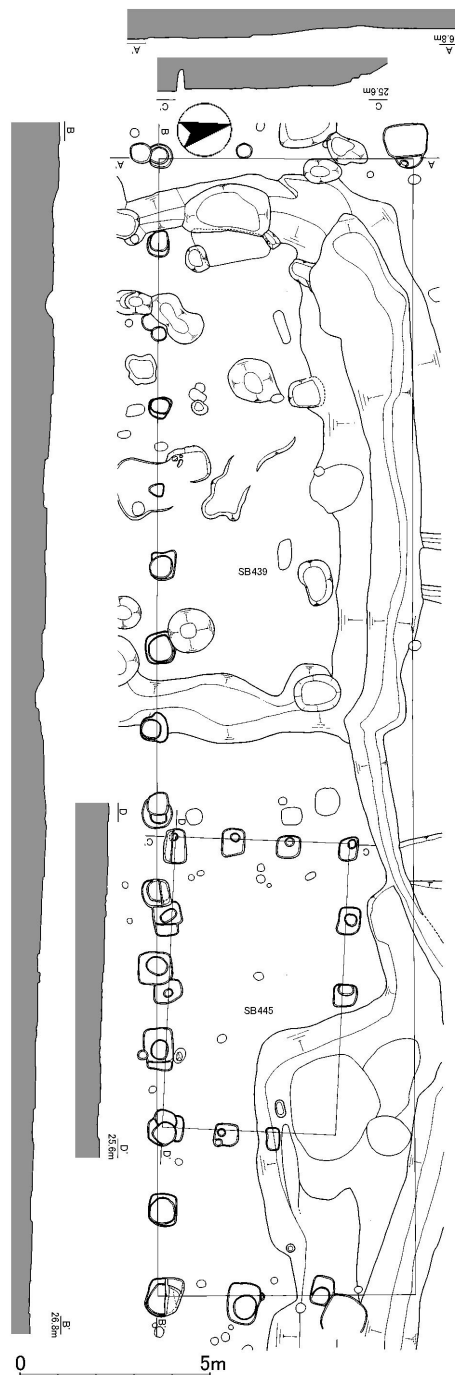


図 39 SB439 遺構図 (1 : 200)

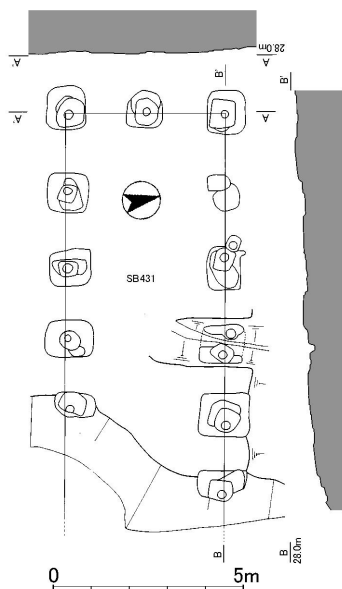


図 40 SB431 遺構図 (1 : 200)

SB431 桁行 5 間 (10.2m) 以上、梁行 2 間 (4.2m) の東西棟側柱建物です。桁柱間は、北側は西から 2.1m+1.8m+2.7m+1.8m+1.8m、南側は 2.1m+2.1m+1.8m+1.8m と違いが見られます。梁柱間は 2.1m 等間です。建て替えを行っていて、建物方位は N11° E です。東側は正倉区画溝 SD900 によって削平を受けていますが、東へさらに延びると考えられます。

SB90 桁行5間（11.25m）×梁行2間（4.2m）の東西棟側柱建物です。柱間は桁行2.25m、梁行2.1mの等間です。建て替えが行われ、南面に柱間2.1mの廂が付きます。柱掘りかたは建て替え前が一边0.7～1.2mの隅丸方形、建て替え後は径0.6～1.0mの楕円形になります。建物方位はN4°Eです。北側桁柱筋の西から1番目と3番目の柱穴には、柱根が残っていました。

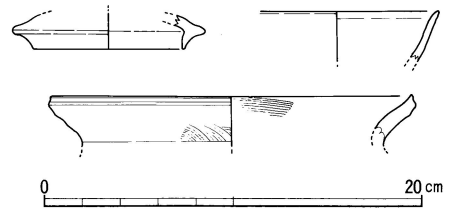


図42 SB90 出土遺物（1：4）



図43 SB90（西から）

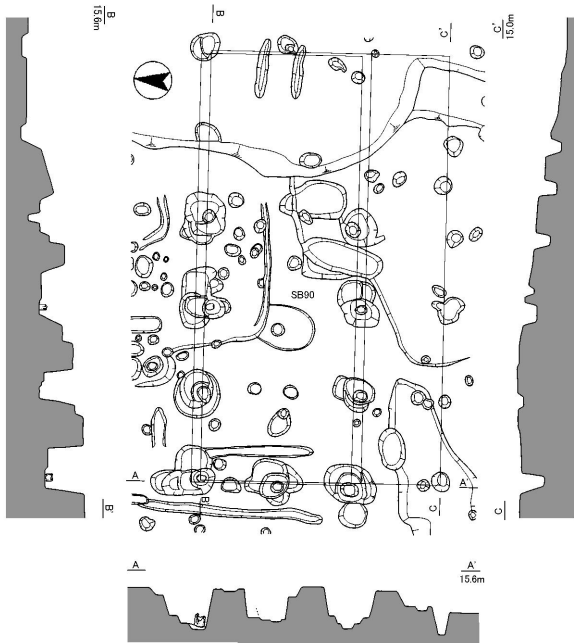


図41 SB90 遺構図（1：200）

SB405 桁行6間（9.9m）×梁行4間（6.6m）、床面積65.34㎡の東西棟側柱建物で、北面に廂が付きます。柱間は桁・梁とも1.65m、柱掘りかたは径0.3～0.9mの楕円形で、建物方位はN4°Eです。西側柱の一部がⅢ期正倉院区画溝SD312に削平されています。

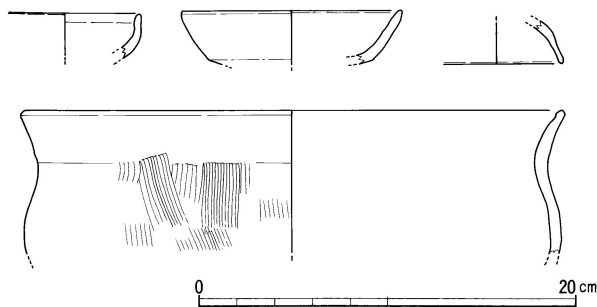


図44 SB405 出土遺物（1：4）

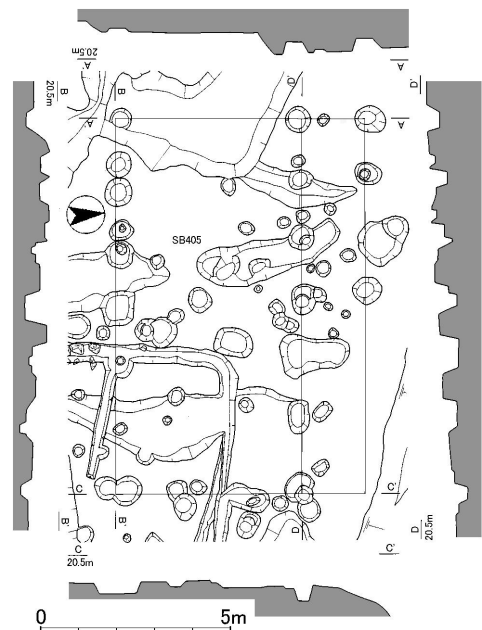


図45 SB405 遺構図（1：200）

SB409 桁行8間(19.2m)×梁行3間(6.3m)、床面積120.96㎡の南北棟側柱建物です。桁柱間は2.4m、梁柱間は2.1mの等間です。柱掘りかたは方形で、一辺0.7~1.2mになります。建物方位はN4°Eです。規模が判明している掘立柱建物の中で3番目の床面積をもちます。

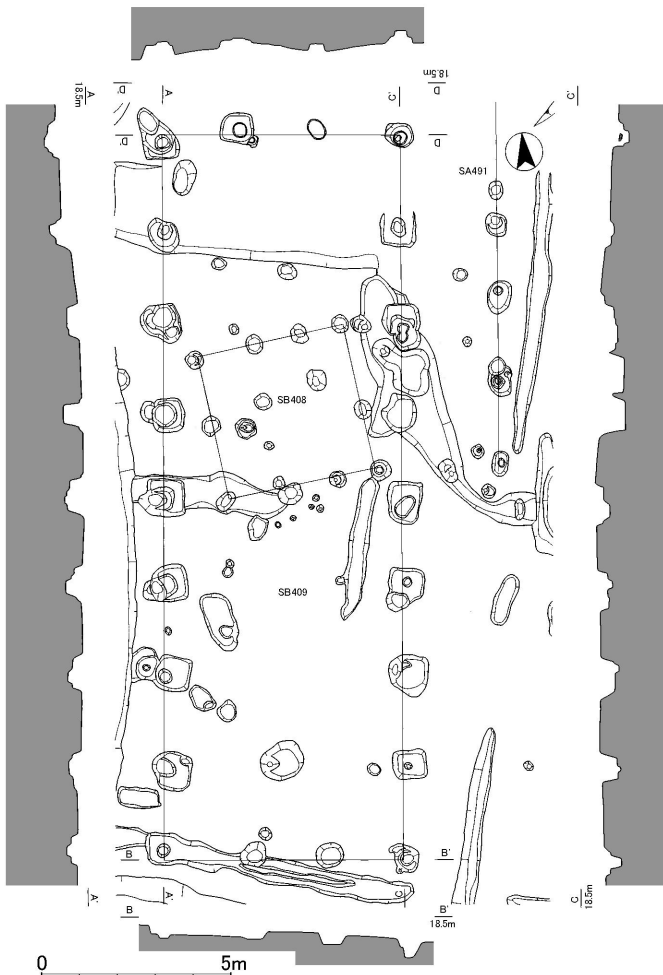


図46 SB409遺構図(1:200)



図47 SB409(南から)

SB410 桁行6間(11.7m)×梁行3間(5.4m)、床面積63.18㎡の南北棟側柱建物です。なお、東梁行は5.4mですが、西梁行は4.85mになり、また西桁柱筋は真っ直ぐ通りますが、東桁柱筋は真っ直ぐ通らず、いびつな建物になります。建物方位はN4°Eです。柱掘りかたは隅丸方形で、長辺約0.9m、短辺約0.6mです。西側桁柱筋の南から4番目の柱穴には径0.2mの柱根が残っていて、樹種鑑定の結果、コウヤマキであることが判明しました。

4.5m離れた東側には建物方位と南梁柱筋を揃えたSB94があります。

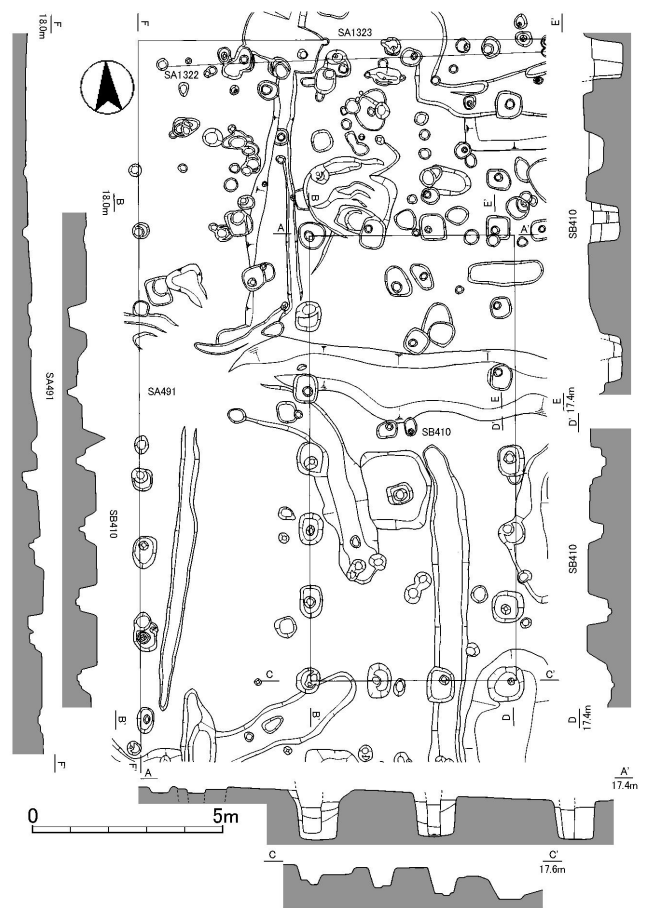


図48 SB410遺構図(1:200)

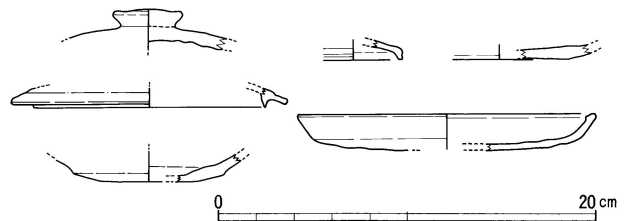


図49 SB410出土遺物(1:4)

(4) Ⅲ期の遺構

Ⅱ期では南面と東面を基調とする建物群が併存していましたが、Ⅲ期では丘陵斜面の南東側に東面を基調として、[N27° E] の方位をもつ正倉群とそれらを圍繞する区画溝が伴う正倉院が成立します。同じく丘陵上部平坦部においても [N25° E] の方位をもつ正倉 SB428 があり、上部平坦部を囲う区画溝が伴うと考え、成立当初は丘陵上部から斜面までを囲う東西に長い正倉院が展開したと思われる。またⅡ期で見られた東西棟側柱建物 (SB438・431) が建て替えられ、この時期にも併存したと考えられます。

その後、丘陵上部と斜面の境に新たに溝 (SD900・901) が掘削され、正倉院は斜面のみになったと考えられます。また区画溝には、入口と考えられる陸橋が北・東・西に設けられます。

なお、正倉院北側の区画溝は近世段階で完全に削平されています。また上部平坦部の溝 (SD495・898)、境の溝 (SD900・901)、斜面の南側の溝 (SD156・892) は中世段階で掘り直されたと考えられ、正倉院時期の溝の形、深さなどは不明瞭です。

正倉の配列については、東列である SB400・420・421・422 の西側柱筋が、また南側列である SB422・424・426 の北側柱筋がそれぞれ揃い、正倉院内側面できれいな L 字になります。さらに中列である SB452 も隣接する SB421・424 と柱筋・距離間が揃い、全体が計画的に配置されていたことが窺えます。一方、建物向きは、当初は概ね南北棟を基調としますが、東西棟も含まれていてやや不統一です。

正倉院の規模は、当初は東西に長く台形状になり、東西は SD899 から SD495 までの直線距離 144m、南北は SD903 から SD892 までの直線距離 96m です。次の時期では南北に長い長方形となり、東西は SD899 から SD900 の距離 64m、南北は 96m になります。なお、

どちらも長辺：短辺が 1.5：1 となります。

成立時期については区画溝から、① 7 世紀後半～8 世紀前半代、② 8 世紀後半代、の 2 時期の土器が出土していることから導きます。成立時期を①とした場合、その前期である I・Ⅱ期は 7 世紀前半代まで遡らせる必要がありますが、I 期の成立時期が 7 世紀末～8 世紀初頭と考えられるため無理があります。一方、②と考えると先述したように I 期は 7 世紀末～8 世紀前半代、Ⅱ期は 8 世紀前半代～8 世紀後半と推定しており、I・Ⅱ期の建物の建て替え回数を考えるとやや短い間隔ではありますが、変遷は可能と思われます。したがってⅢ期の成立時期は 8 世紀後半代と考えられます。なお①の時期の土器については、官衙以前および I・Ⅱ期の遺物が流れ込んだと考えています。

また廃絶時期については、溝の上層から 9 世紀末を中心に 10 世紀前半～11 世紀中頃までの土器が出土するため、9 世紀末ないし 10 世紀初めごろには溝が埋没し廃絶したと考えられます。

なお、それ以降については、正倉の一部に小規模な建て替えが見られたり、10～11 世紀中ごろの土器が出土する掘立柱建物や溝、土坑、井戸が散在したりするので、官衙としての機能は失われましたが、平安時代の集落として存続していったと想定されます。



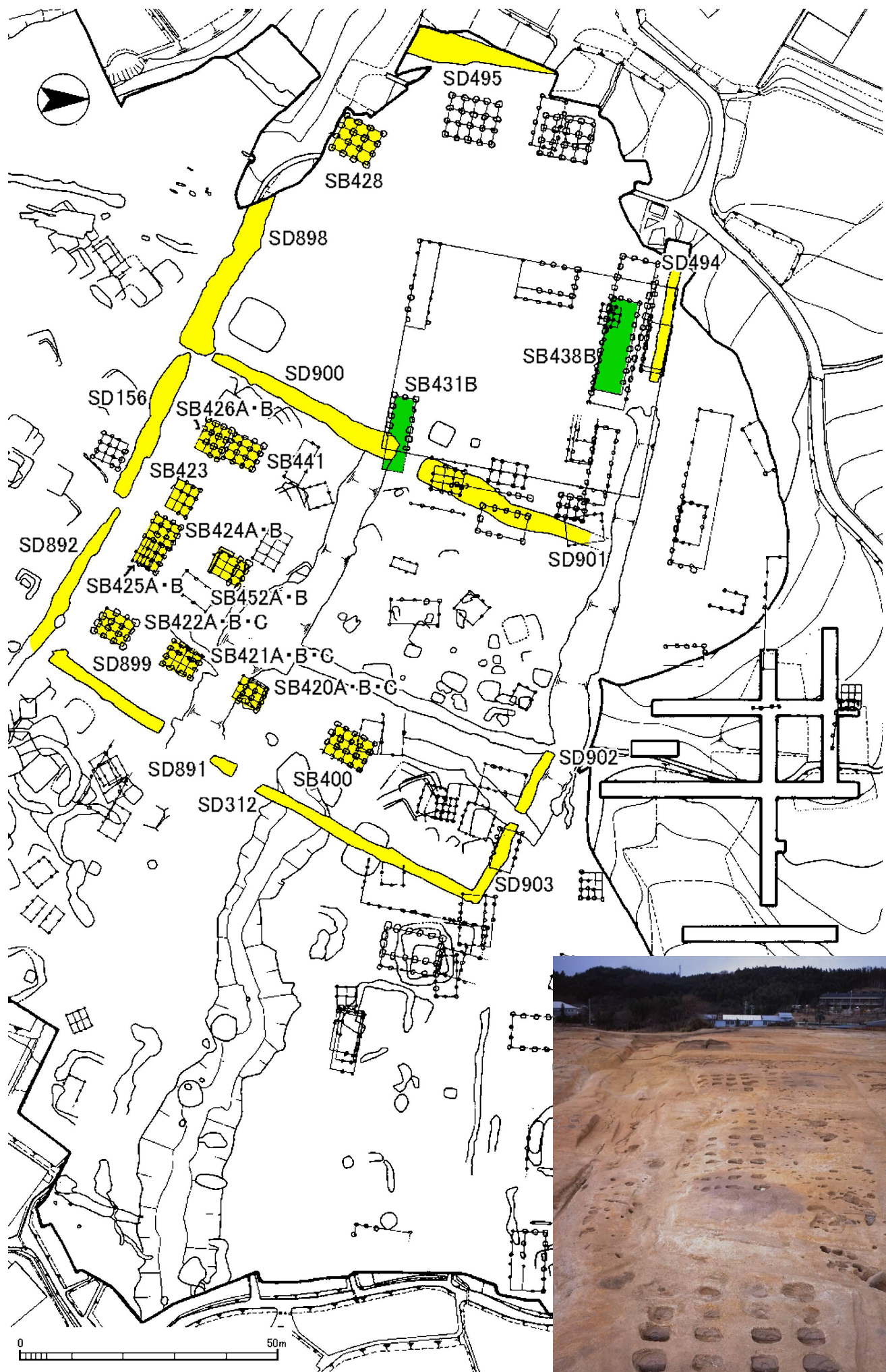


図 50 Ⅲ期遺構配置図 (1:1000)

整然と並ぶ正倉群 (東から)

[Ⅲ期]

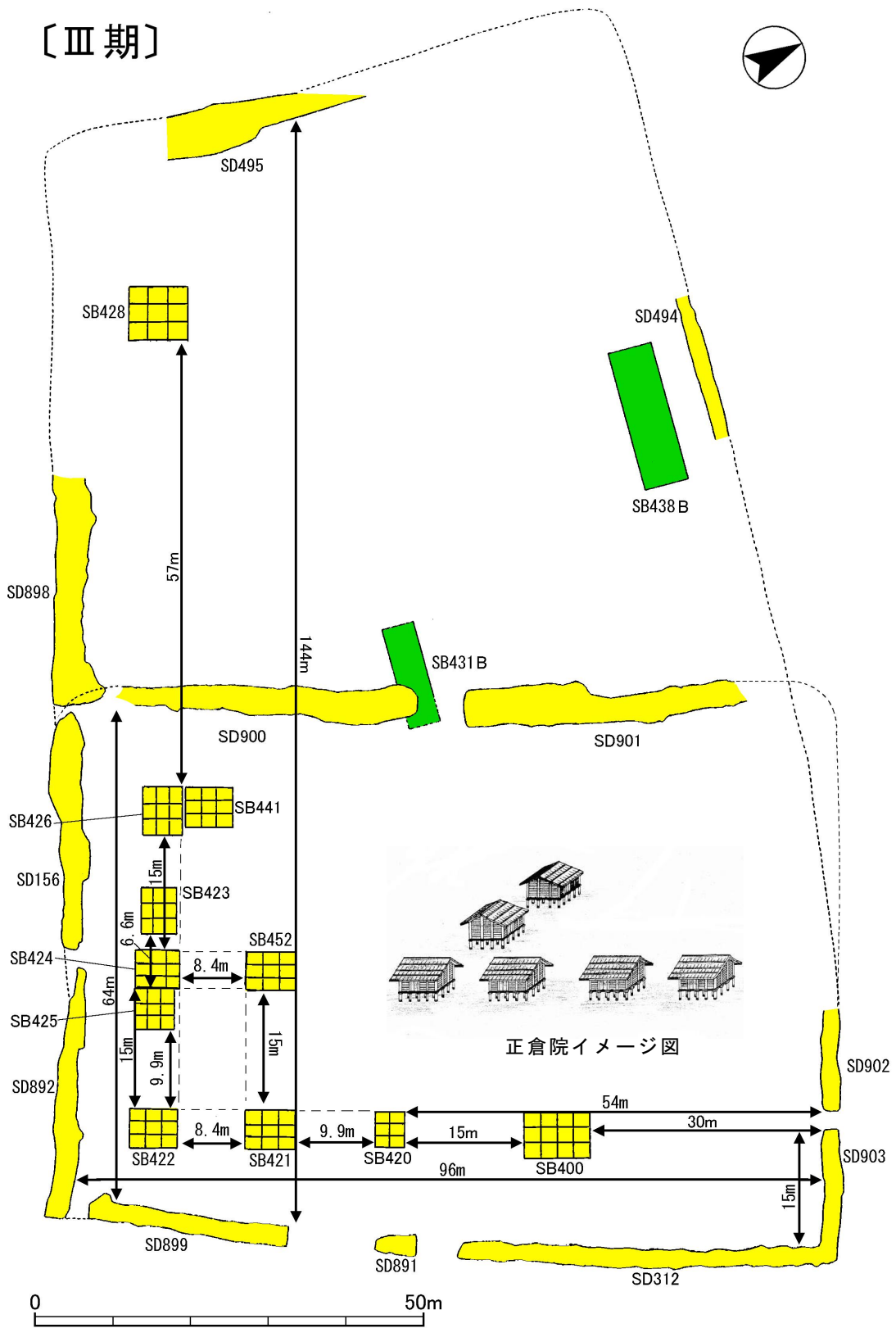


図 51 Ⅲ期遺構距離間図 (1 : 800)

SB400 桁行4間(8.4m)×梁行3間(5.85m)、床面積49.14㎡の南北棟総柱建物で、桁柱間2.1m等間、梁柱間1.95m等間です。他の正倉の床面積が20~35㎡に比べ、SB428と同様に約50㎡あり、大型と言えます。柱掘りかたは隅丸方形で、長辺1.3m×短辺0.8mと大きいです。また深さは、側柱が0.3m、束柱が0.1mで穴底のレベルは束柱に比べて側柱の方が深くなります。方位はN27°Eです。建て替えはありません。

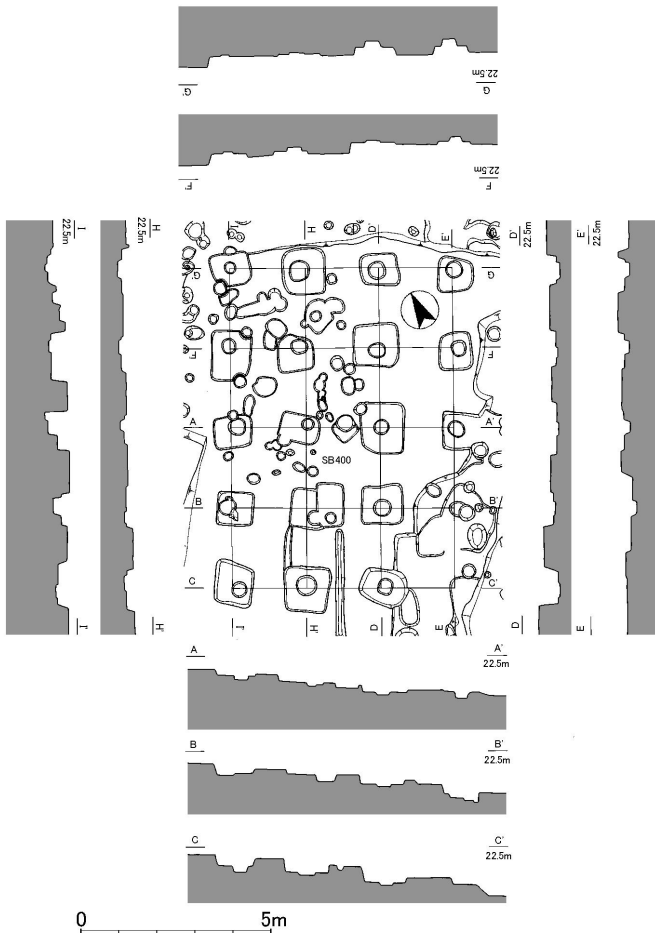


図52 SB400遺構図(1:200)

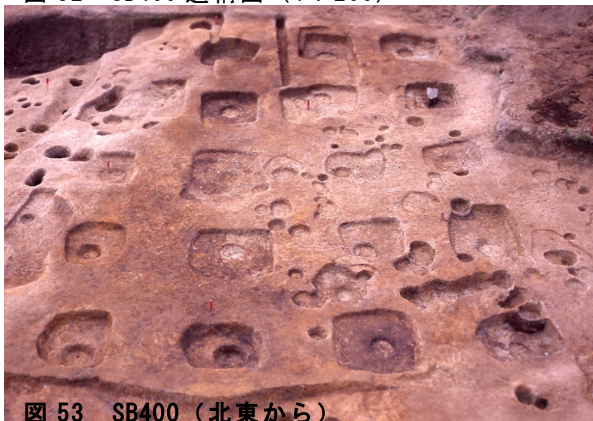


図53 SB400(北東から)

SB420 2回建て替えが行われていますので、それぞれSB420A・B・Cとします。Aは桁行3間(4.95m)×梁行2間(3.90m)の東西棟総柱建物です。柱掘りかたは、四周をいったん布掘りした後、この布掘り底面から柱位置をさらに壺掘りをして、柱を立てていました。続くBは、Aと全く同じ規模の建て替えとなります。さらにCはBの南側を1間分拡張し、桁行3間(4.50m)×梁行3間(5.85m)の南北棟の建物となります。方位はN27°Eです。

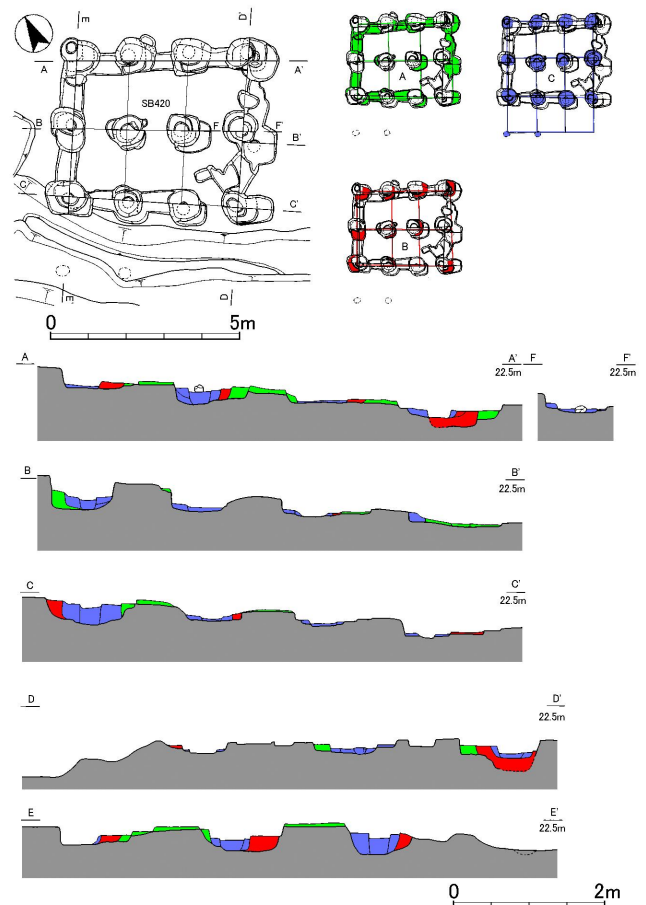


図54 SB420遺構平面図(1:200)・断面図(1:100)



図55 SB420(南西から)

正倉院区画溝 (SD312・891・899・902・903) 正倉院を区画する北・東側の溝です。断面逆台形をしていて、上端約 2.0m、下端 1.8m、深さ約 1.0m あります。北東コーナーから西へ 15m の位置 (SD902 と SD903 の間) に幅約 2.5m の土橋状の陸橋が設けられています。同じく北東コーナーから南へ 48m の位置 (SD312 と SD899 の間) にも幅約 21m の陸橋があり、ともに出入り口と考えられます。一方、西側の区画溝である SD900 と SD901 の間にも陸橋があり、計 3ヶ所出入り口を確認しました。

区画溝の底には長さ 2～4m、深さ約 0.3m の柵状の掘形が不等間隔ですが連続して 3ヶ所確認できました。これらの性格については、防火水槽施設の可能性が考えられます。さらに北東コーナーから南へ約 10m の場所に幅約 0.4m の堰状遺構が設けられていました。これは地形的に低い北東コーナーに集まる水を滞水させるものと考えられます。



図 56 正倉院区画溝 (南から)

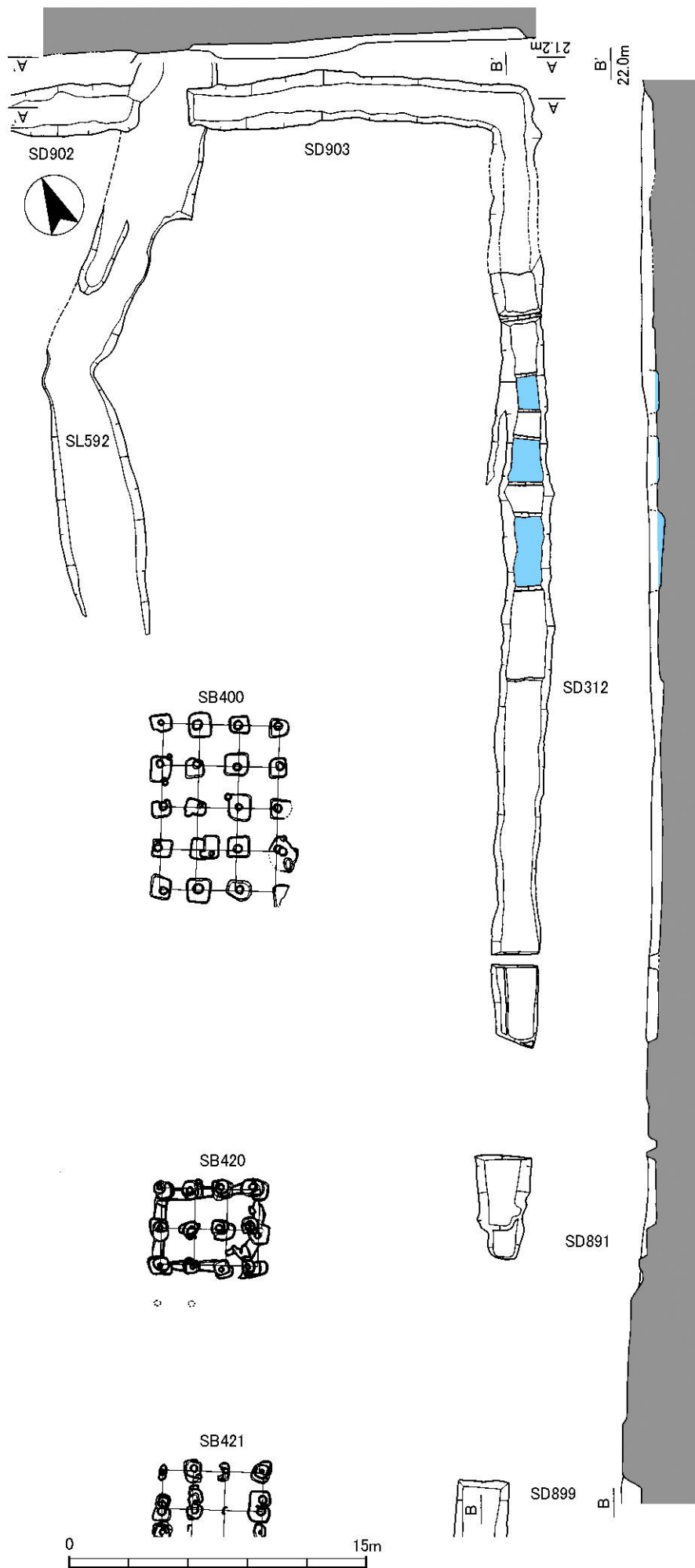


図 57 正倉院区画溝遺構図 (1 : 300)

正倉院区画溝出土遺物 SD312 では7世紀後半代の須恵器杯身・蓋が比較的多く出土していますが混入と思われます。一方、8世紀後半代の須恵器杯・杯蓋・盤・甕・壺、土師器の高杯、9世紀後半～10世紀前半の灰釉陶器碗などが見られ、これらの時期の遺物が正倉院の存続時期を示すものと考えられます。図示していませんが、SD899・902・903でも同じような出土状況です。

SD891では、久留倍官衙遺跡で唯一の円面

硯が出土しています。破片資料ですが、脚部の透かしが推定10ヶ所あり、陸部では使用痕が確認できました。また、9世紀代の緑釉陶器唾壺も見られます。

SD494では8世紀後半代の須恵器杯がほぼ完形で出土しています。他に7世紀後半の杯身も見られます。SD495では7世紀中葉の須恵器杯蓋、8世紀代の鉢のほか、溝底面から山茶碗が出土したため、中世段階で掘り直されたと考えられます。

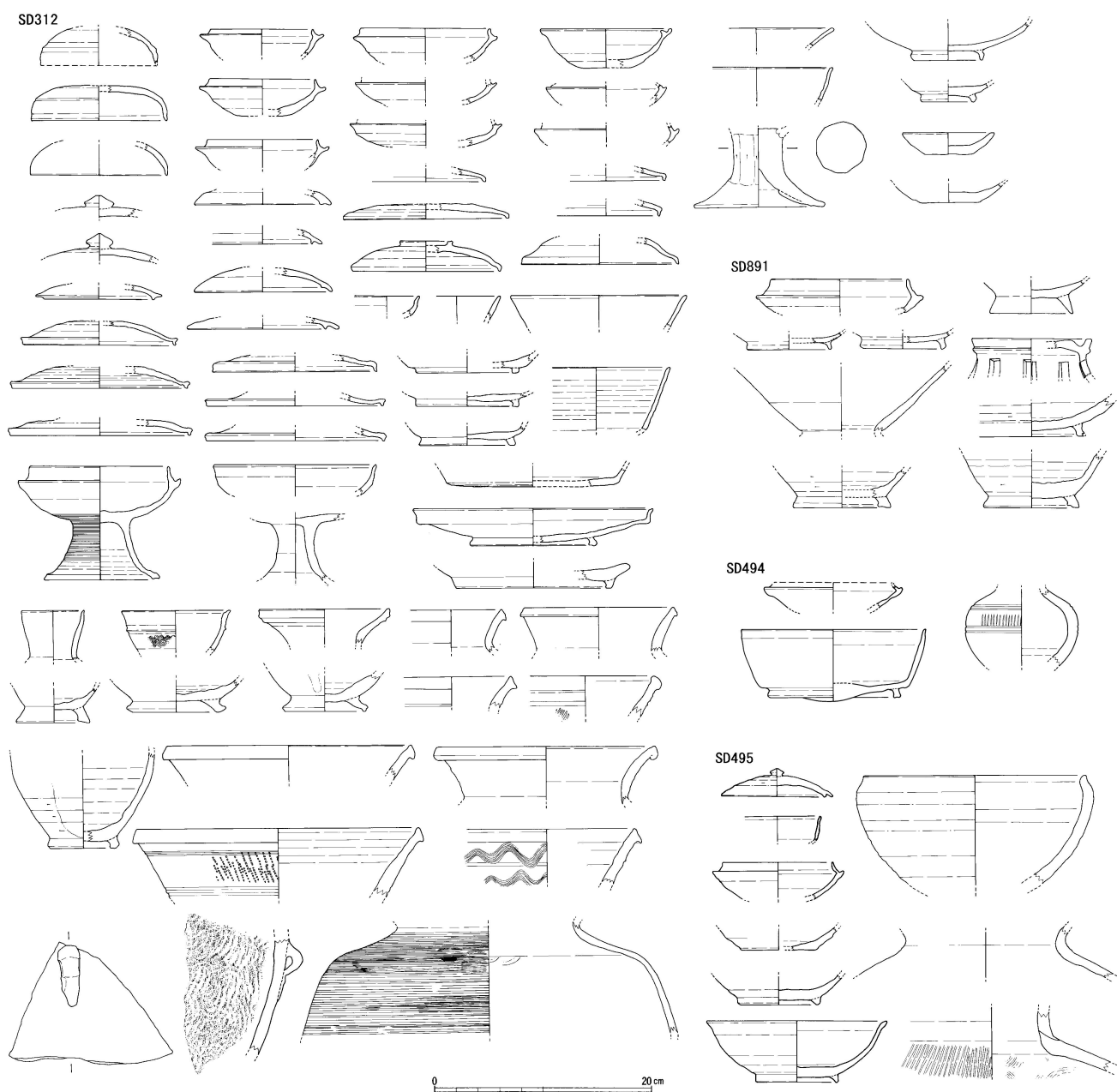


図 58 SD312・891・494・495 出土遺物 (1:6)

IV 久留倍官衙遺跡の時期変遷と性格

(1) 時期変遷について

久留倍官衙遺跡の時期変遷については、「Ⅲ久留倍官衙遺跡の遺構概要」で8項目の検討を基に、Ⅰ～Ⅲ期の時期変遷を行いました。各時期は、遺構の切り合いや重複関係からさらに細かい小期があることが分かります。ここでは、小期の状況をまとめます。

Ⅰ－①期 丘陵裾部に東面廂付南北棟建物(SB412A)を中心として、東側に東西棟建物(SB455)、少し離れて南北棟建物(SB414)、後背に塀(SA477A・490)で囲まれた倉庫(SB402)があります。方位はN10° Eです。また北側縁辺部には、方位が異なる建物群(SB1317・1357)があります。

Ⅰ－②期 丘陵上平坦部に東向きに、正殿(SB436)・脇殿(SB443・444)・八脚門(SB434)・塀で構成されるコの字形の政庁(東西42m×南北51m)と、その後背に正倉2棟(SB429・430)が方位N10° Eであります。また裾部では、Ⅰ－①期の建て替えで政庁と同方位の建物群(SB412B・454)があります。SB412Bは塀(SA477B)を伴います。さらに裾北側に建物間隔が3.5m、N16° Wで構成される建物群(SB1318・1321・1358)があります。

Ⅱ－①期 丘陵上平坦部に長大な東西棟側柱建物(SB437A)を中心として、側柱建物(SB433A・445・449・465)、総柱建物(SB432A・435A)、丘陵斜面に側柱建物(SB404・442)がN13° Eで建てられます。また一段下がりて SB446・466・464、裾部に SB415・416・453、裾北側に塀(SA1322)を伴う SB95・99があります。いずれも方位はN1° Eです。

Ⅱ－②期 丘陵上平坦部は同一建物の建て替えが行われ、長大な東西建物(SB437B)を中心として、側柱建物(SB433B)、総柱建物(SB432B・435B)で構成されます。方位

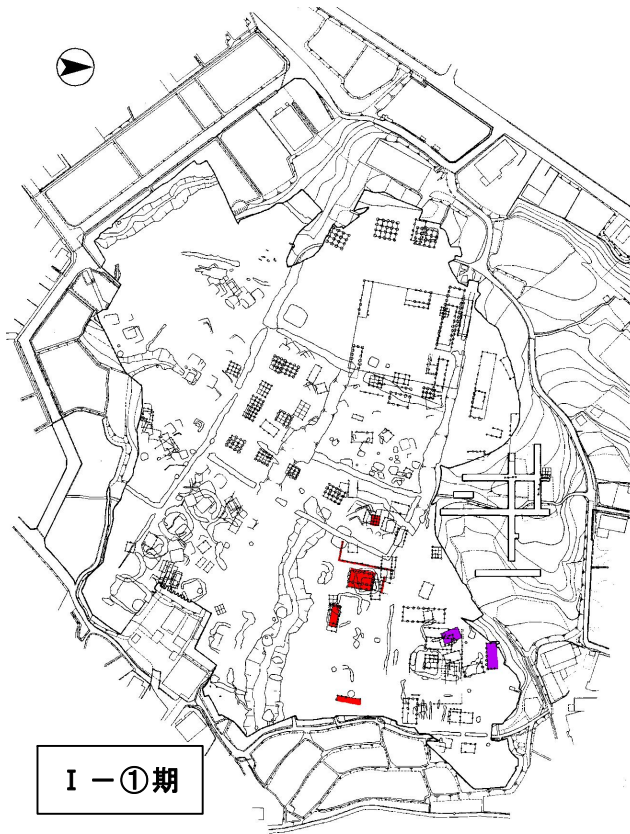
はN13° Eです。一方、裾北側では、塀(SA98・491・1323)を伴い東西に並列する側柱建物群(SB410・94)、その東側にSB90A・92・96があります。方位はN4° Eです。

Ⅱ－③期 丘陵上平坦部は、Ⅱ－①②期の中心建物(SB437)と同一場所に東西棟側柱建物(SB438A)、一段下がって長大な東西棟側柱建物(SB439)、東西棟側柱建物(SB431A)、東側にSA471で構成されます。方位はN11° Eです。一方、裾部西ではSB405・409・406が、東ではSB90B・91・97がセット関係をもつと想定されます。また離れてSB470があります。方位はN4° Eです。

Ⅲ－①期 丘陵上平坦部ではⅡ・③期の東西棟建物群の建て替え(SB438B・431B)が行われます。また大型の正倉(SB428)を加え、上部平坦部を囲む溝(SD898・495・494)が掘削されます。一方、斜面では正倉群が造営され、東列(SB420A・421A・422A)、中列(424A・452A)、西列(SB426A)が建てられます。また正倉群を囲む溝(SD312・902・903・891・892・899・156)が掘削され、丘陵上部と斜面にまたがる正倉院が形成されます。規模は東西144m×南北96mです。

Ⅲ－②期 丘陵上部の正倉(SB428)と区画溝を廃止し、その代わりに上部と斜面の境に区画溝(SD900・901)を掘削して、正倉院を斜面のみとします。規模は東西64m×南北96mです。また大型正倉(SB428)の代わりに大型正倉(SB400)を建てるとともに、他の正倉の建て替えも行われ、東列(SB400・420B・421B・422B)、中列(SB424B・452B)、西列(SB426B)となります。

Ⅲ－③期 正倉の建て替えと廃止が行われます。西列SB426Bを廃止しその北側にSB441、中列SB424Bを廃止し、その東西にSB423・425Aを建築。また東列はSB420C・421C・422Cに建て替えられます。



I-①期



II-①期



I-②期



II-②期

图 59 变迁图① (I-①期~II-②期)

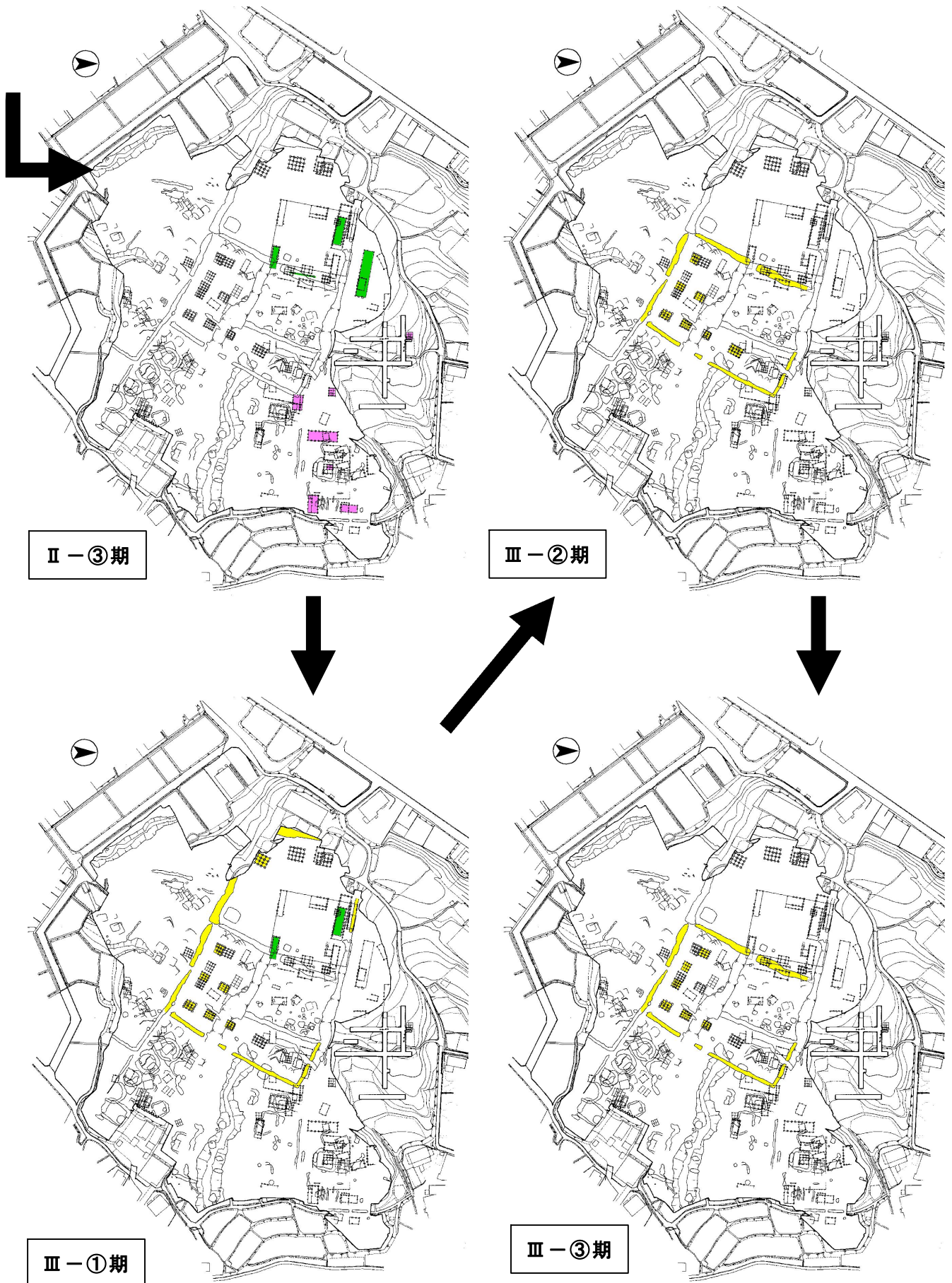


図 60 変遷図② (II-3期~III-3期)

(2) 性格について

【I期の様相】

I期は、7世紀末から8世紀初頭に丘陵の裾部において柱筋を揃えた掘立柱建物群の成立から始まります(I-①期)。これらの建物群は、廂をもつSB412と同じ方位である建物群と異方位である建物群とで構成されています。これらの建物群は8世紀前半に建て替えが行われ、I-②期の政庁を構成する建物群と同じ時期の建物群と考えます。

I-②期の主たる部分は丘陵上の平坦地で、圍繞されて建つ正殿、脇殿および八脚門で構成される政庁と、それに付随する総柱建物の倉2棟です。政庁の規模は東西42m×南北51m、面積は2,142㎡です。建物群の特徴は、前述した以外には建物が東面していることと、正殿の前面に広い空閑地を設けていることなどが挙げられます。

これらの建物群については、史跡指定名称が示すとおり「官衙」、すなわち公的な施設と考えられ、官衙として政庁を伴う施設には郡衙跡や駅家跡などがあります。

郡衙の政庁の一般的な特徴として山中敏史氏は次の8つの特徴を挙げています¹⁾。

- ①官舎群の中で大型の部類に属する建物数棟で構成
- ②中核的殿舎である正殿とその左右ないし前面左右に配した脇殿とを主たる構成要素
- ③正門または主たる入口からみると、正殿は基本的に正面の奥まった位置に存在
- ④正殿または前殿の前面に前庭を設ける
- ⑤他の官舎群とは区別される方形を基本とした郡庁域を形成
- ⑥郡庁域の規模は方54mほどが平均的規模
- ⑦南面するものを基本
- ⑧ほとんどが非瓦葺の掘立柱建物で構成

⑦については、「交通路や地形による制約を受けた場合を除く」と述べ、栃木県梅曾遺跡(下野国那須郡衙)の事例が東方を通る東山道に規制された東向きの政庁の可能性を指摘しています²⁾。

久留倍官衙遺跡の政庁が郡衙政庁である場合は、⑦を除いては全て当てはまります。また、岡田登氏は、遺跡の東側を通る現県道員弁四日市線が郡家と郡家を結ぶ郡伝路と推定し、朝明郡の郡司である船木氏が「日の神を出だし奉る」という祖先功業伝承をもっており、政庁が東面するのはその伝承に由来して日の出(東)の方向を意識したものと考えられています³⁾。一方、山中章氏は、南面していないことから郡衙の政庁ではないとし、同じ県道を駅路(官道)として考え、東海道を面する朝明駅家と推定しています⁴⁾。

そこで、政庁の規模や建物構成について全国の郡衙跡や駅家跡と比較してみます。

全国の郡衙跡と推定される8世紀の政庁規模の推定が可能な14遺跡の内、最小なのは福島県南相馬市の泉廃寺I・II期(陸奥国行方郡衙)の政庁です。東西43m×南北50mで面積は2,150㎡と久留倍官衙遺跡とほぼ同規模です。一方、最大なのは鳥取県八頭郡八頭町の万代寺遺跡II期(因幡国八上郡衙)の政庁です。東西92m×南北91mで面積は8,372㎡と久留倍官衙遺跡と比較すると約4

表3 郡衙跡政庁の規模

遺跡名	東西長m	南北長m	面積㎡	推定郡衙
泉廃寺跡I・II期	43	50	2,150	陸奥国行方郡衙
今小路西遺跡II期	46	48	2,208	相模国鎌倉郡衙
今小路西遺跡I期	50	50	2,500	相模国鎌倉郡衙
岡遺跡Ⅲ-1・2期	52	50	2,600	近江国栗太郡衙
神野向遺跡II期	53	51	2,703	常陸国鹿島郡衙
神野向遺跡I期	53	52	2,756	常陸国鹿島郡衙
東山官衙遺跡	57	52	2,964	陸奥国加美郡衙
弥勒寺官衙遺跡	50	60	3,000	美濃国武義郡衙
御殿前遺跡Ⅲ期	50	62	3,100	武蔵国豊島郡衙
大ノ瀬官衙遺跡	53	59	3,127	豊前国上毛郡衙
名生館官衙遺跡	53	61	3,233	陸奥国玉造郡衙
御殿前遺跡I・II期	51	64	3,264	武蔵国豊島郡衙
上野国新田郡庁跡	90	90	8,100	上野国新田郡衙
万代寺遺跡II期	92	91	8,372	因幡国八上郡衙

倍の面積です。14遺跡の平均は、東西 56.64 m×南北 60.00mで面積は 3,576.93 m²であり、久留倍官衙遺跡の政庁規模は 14 遺跡と比較すると最も小さい政庁ですが、極端に小さい規模とまではいえません。

次に、駅家跡と推定される政庁規模の推定が可能な 4 遺跡の内、最小なのは兵庫県赤穂郡上郡町の落地八反坪遺跡(播磨国野磨駅家)の政庁です⁵。東西 30m×南北 23mで面積は 690 m²と久留倍官衙遺跡の約 1/3の規模です。一方、最大なのは兵庫県たつの市の小犬丸遺跡(播磨国布勢駅家)の政庁です。東西 80 m×南北 80mで面積 6,400 m²と久留倍官衙遺跡と比較すると約 3 倍の面積です。

4 遺跡の平均は、東西 68.75m×南北 63.50 mで面積 4,843.75 m²です。落地八反坪遺跡は極端に小さく、落地八反坪遺跡を除くと、東西 81.66m×南北 77.00mで、面積 6,228.33 m²です。事例が少ないため、単純に比較はで

表 4 駅家跡政庁の規模

遺跡名	東西長m	南北長m	面積m ²	推定駅家
落地八反坪遺跡	30	23	690	播磨国野磨駅家
古大内遺跡	71	83	5,893	播磨国加古駅家
落地飯坂遺跡	94	68	6,392	播磨国野磨駅家
小犬丸遺跡	80	80	6,400	播磨国布勢駅家

きませんが、久留倍官衙遺跡の政庁規模と比較すると久留倍官衙遺跡の政庁の方がかなり小さくなります。

次に、政庁を構成する建物をみてみます。郡衙跡の場合、建物配置に焦点をあてて山中敏史氏が 8 類型に分類しています⁶。久留倍官衙遺跡の場合は、片廂の正殿と両脇殿、八脚門がコの字型で配置され、各々の建物が塀で囲繞されている構造で、Ⅱ類にあたります。

一方、駅家跡の建物構成については、類型ができるほど調査事例が多くはないですが、「駅館院」と称する施設が築地に囲まれた一画にあり、築地の入り口には「駅門」を構

え、その中に休憩や宿泊施設等があったらと想定されています。子犬丸遺跡(播磨国布勢駅家)では、中枢に 7 棟以上の礎石瓦葺建物があり、築地塀で囲まれて院が形成されています。一方、落地八反坪遺跡(播磨国野磨駅家)は、正殿・脇殿・門が柵によって囲繞され、院の中に他の建物はない構造です。落地八反坪遺跡の構造は、規模は違いますが久留倍官衙遺跡と同じ構造をしています。

さらに、駅家跡の場合は、古道との関係が重要になります。久留倍官衙遺跡の場合、岡田登氏も山中章氏も東側の県道員弁四日市線を古道と見

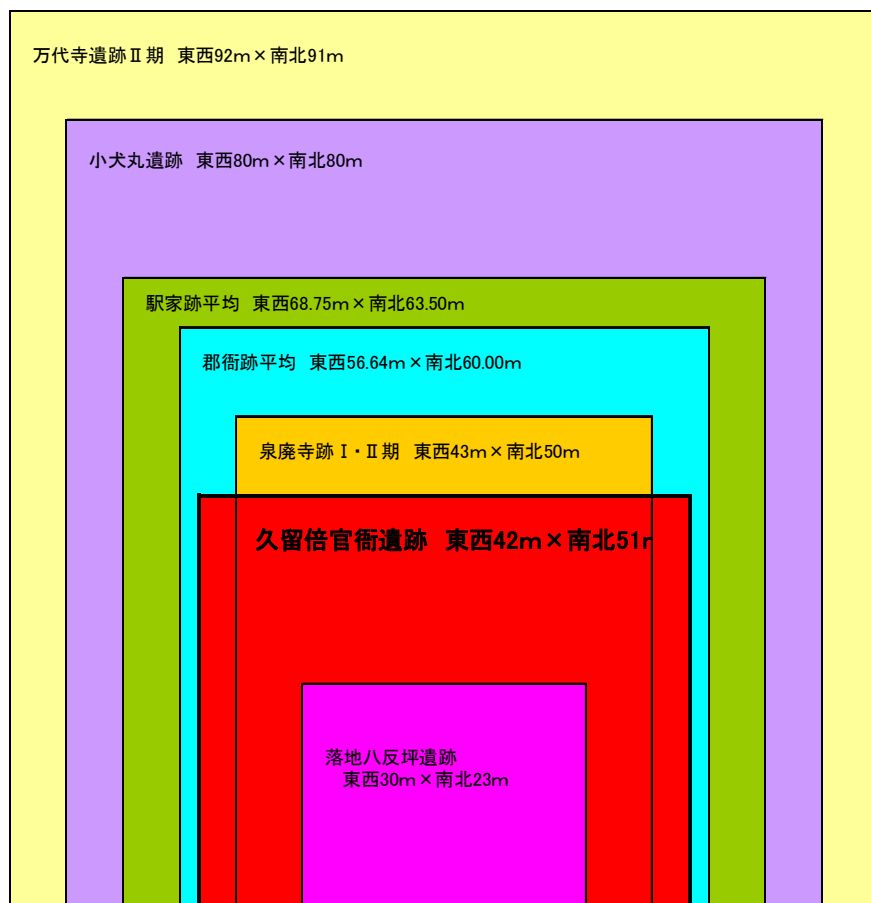


図 61 政庁規模図 (久留倍官衙遺跡は東面のため東西・南北を逆に図示しています)

表 5 遺跡と古道との関係

遺跡名	久留倍官衙遺跡	小犬丸遺跡	古大内遺跡	落地飯坂遺跡	落地八反坪遺跡	下岡田遺跡
政庁方向	東面	南面	南面	南面	南東面	西面
古道	東海道	山陽道	山陽道	山陽道	山陽道	山陽道
古道方向	東側	南側	北東側	北西側	南東側	西側
古道と政庁との距離m	250	25	10	55	6	20
古道との高低差m	15	3	1	1	1	3

る点では一致していますが、駅路と捉えるか郡伝路と捉えるかで意見が違います。駅路と捉えれば古代の東海道にあたります。その古道と久留倍官衙遺跡の関係をみると、遺跡から古道がある方向は東側で、政庁との距離は約 250m、高低差は約 15m あります。表 5 では広島県府中町の下岡田遺跡（安芸国安芸駅家）を加えた 5 遺跡を見ます。古道の方向はまちまちですが、古道と政庁との平均距離は 23.2m、平均高低差は 1.8m になります⁷。5 遺跡と久留倍官衙遺跡とを比較すると、古道との距離・高低差は 5 遺跡よりは非常に離れた高い位置にあるといえます。

【Ⅱ期の様相】

Ⅱ期にあたる建物群の中にあって最も注目されるのが SB437 と SB439 の長大な建物です。この建物の注目される場所は、その規模です。SB437 は桁行 14 間×梁行 3 間で 29.4 m×6.9m、床面積 202.86 m² です。この建物は南面した東西棟の建物であり、南側には他の建物は検出されていません。また、Ⅰ期の政庁を構成する脇殿（SB444）を壊して造営がされていることも大きな特徴です。SB439 は桁行 14 間×梁行 3 間で 30.0m×6.75m、床面積 202.5 m² です。2 棟とも桁行・梁行とも似たような大きさですが、SB439 の北側の柱列の柱掘りかたは削平が著しくほとんど検

出されていませんので、SB437 について考えてみます。

この建物については、「屋」と呼ばれる土間ないしは平地床の倉庫の可能性と、天平 12 年（740）の聖武天皇東国（伊勢）行幸の折の「朝明頓宮」の可能性が考えられます。

奈良文化財研究所のデータベースによると、桁行 10 間以上の掘立側柱建物（無庇）で建物群や建物の性格が分っている官衙遺跡の事例は全国で 43 例（同一の建物の建替えも含む）あり、その内、桁行が 14 間よりも長い建物は 8 例あります⁸。最も桁行が長い建物は、滋賀県栗東市の岡遺跡（近江国栗太郡衙）の 19 間×2 間（42.3m×3.6m、152.28 m²）の建物で、郡衙の東脇殿にあたります。その他の事例も、郡衙や国衙の脇殿や後殿にあたります。10 間以上の事例でみると、建物群の性格では、国衙・郡衙が 30 例、正倉院・その他倉庫院が 13 例です。建物の性格は、国衙・郡衙の 30 例の内、正殿は 1 例（岡山県津山市 宮尾遺跡・久米郡衙）であとは、後殿・脇殿・翼廊です。正倉院・その他倉庫院の 13 例は全て屋です。10 間以上の建物は、国衙・郡衙もしくは正倉院・その他倉庫院を構成する建物であることがわかります。

SB437 は南面する建物で南側に空閑地（前庭）があるので、政庁を構成する主たる建物（正殿）とも考えられますが、脇殿や門に相当する建物の配置が顕著には確認されていません。一方、周辺には総柱の建物もみられることから、正倉院もしくはその他倉庫院としての可能性は他の事例からも考えることができます。屋と考えた場合、13 例の屋で一番大きいものが、福岡県三井郡大刀洗町の下高橋官衙遺跡の事例で、10 間×3 間（22.9m×7.4 m、169.46 m²）ですが、SB437 の方が約 1.2 倍大きい建物になり、屋の中では最大のものになります。

SB437 の建物の性格について、政庁や正倉を構成する建物の可能性について述べてきま

したが、山中章氏は「朝明頓宮」として捉えられています。⁹

発掘調査事例で、聖武天皇の東国（伊勢）行幸の際の頓宮跡として考えられている遺跡に滋賀県大津市の禾津頓宮（膳所城下町遺跡）があります¹⁰。検出されたSB1という建物で、建物の規模は、東西7間×南北4間（約20.8m×約11.9m）の二面廂建物で、床面積が約247.5㎡あります。柱穴の大きさは一辺が約1.6mで、直径40～50cmの太い柱で建てられていました。柱の規模や柱間の広さ、建物の規模と二面庇という構造など、宮殿級の建物であり、この建物が天皇の宮に関わるものである可能性が示唆され、この建物は聖武天皇天平12年（740）条に記載のある禾津頓宮と考えられています。

発掘調査事例で比較できるのがこの1例のみですが、久留倍官衙遺跡のSB437と比べてみると、禾津頓宮SB1の方が柱掘りかた・柱痕跡が大きく、SB437には廂がないなどの差異があります。禾津頓宮SB1は宮殿などとの比較で頓宮の可能性を示唆していますが、禾津頓宮SB1と比較している宮殿級の建物とSB437を比較すると建物形態からは宮殿級とはいえないと考えられます。ただし、建物の規模が非常に大きいことや、建物の時期と聖武天皇の行幸の時期が非常に近い時期と想定されることから、行幸に何らかの関わりをもつ建物である可能性はあると考えます。

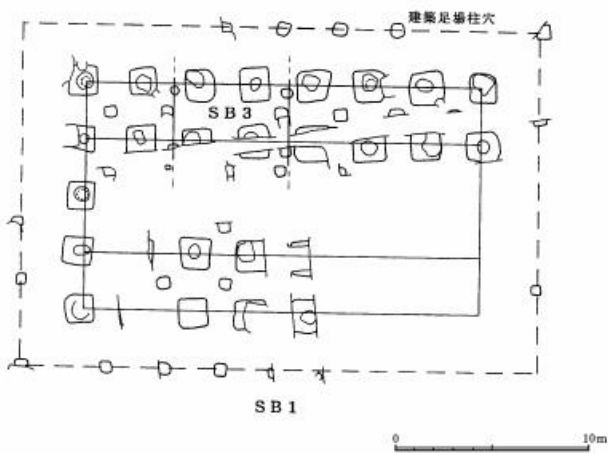


図 62 禾津頓宮 SB1 遺構図

【Ⅲ期の様相】

Ⅲ期の建物は、3小期ともに規則的に配置された総柱建物（倉）を中心とした建物群で構成され、その周りを囲むように溝が掘削され、院を構成しています。山中敏史氏は、正倉の一般的な建物配置は、小群ごとには方位を揃え直列に整然と配置され、そのような正倉群は、他の官舎群とは区別された正倉院を構成していると述べています¹¹。久留倍官衙遺跡で確認した建物の配置は、まさに正倉院の配置の特徴です。

ただし、久留倍官衙遺跡で確認された建物の数と、平沢官衙遺跡や上神主・茂原官衙遺跡で確認された建物の数を比べると、久留倍官衙遺跡の方がかなり少ない建物数です¹²。また、正倉院の規模ですが、Ⅲ-①期は東西144m×南北96mで面積約12,840㎡、Ⅲ-②③期は東西64m×南北96mで面積6,144㎡の規模です。

通常、正倉院は郡衙の一角に置かれ（集中型）、10,000㎡～20,000㎡程度の広い敷地を占めているのが一般的です¹³。久留倍官衙遺跡の場合はⅢ-①期は一般的な広さですが、Ⅲ-②③期は非常に規模が小さい正倉院です。

一方、郡衙とは別の場所に置かれた分散型（正倉別院）という例が知られています。栃木県の多功遺跡と上神主・茂原官衙遺跡の事例で、同じ郡内で正倉院を伴っており、郡衙正倉と正倉別院の関係とされています¹⁴。

久留倍官衙遺跡の場合、Ⅰ期には政庁が造営され、Ⅱ期にはその政庁を壊して長大な東西棟建物等が建設され、Ⅲ期にはその長大な東西棟建物等を壊して正倉院が造営されています。つまり、Ⅱ期以降はあきらかな特徴をもった政庁は調査では見つかりません。しかし、久留倍官衙遺跡周辺にⅢ期の政庁が存在している可能性もあり、また、同じ朝明郡内の別の遺跡で確実な政庁や正倉院は見つかっていないことから、正倉別院として捉えることは現時点ではできないと考えます。

【Ⅰ～Ⅲ期の朝明郡内での様相】

Ⅰ～Ⅲ期について、朝明郡内で発掘調査が行われている他の遺跡の様相を概観しながら各時期について考えてみます。

久留倍官衙遺跡と同時期の遺跡としては、朝明川を挟んで北に位置する菟上遺跡と西ヶ広遺跡、南に位置する大矢知山畑遺跡が存在します。これらの遺跡は、発掘調査が行われており、報告書が刊行されています¹⁵。

久留倍官衙遺跡の政庁の機能が備わるⅠ-②期と長大な東西建物で構成されるⅡ期と並行するのは、菟上遺跡第5期と、西ヶ広遺跡第3期にあたります。

菟上遺跡は、第4期の6世紀末から大型掘立柱建物を中心とする建物群が成立します。8世紀にはいると大型掘立柱建物は姿を消して、主軸方位を真北に揃えた建物構成になります。この時期を第5期としています。遺構や遺物の状況から、7世紀には廂付大型建物と倉庫群で構成される有力者の居宅遺跡とし

て成立し、8世紀には堅穴住居を含んだ一般集落に変貌を遂げていくと考察されています。

西ヶ広遺跡は、第1期の7世紀前半に大きめの堅穴住居を中心に掘立柱建物とで構成される建物群が成立します。第2期の7世紀後半には、掘立柱建物中心に移っていき、8世紀前半の第3期には、建物の棟方向を正方位に揃え、同じような位置での建替えもみられるようになります。遺構や遺物の状況から、豪族居宅遺跡と考えられています。

久留倍官衙遺跡で正倉院が形成されるⅢ期と並行するのが、西ヶ広遺跡第4期と大矢知山畑遺跡1期にあたります。

西ヶ広遺跡第4期は8世紀後半以降で、第3期と比べると建物の数は減り、建物の方位

表6 変遷模式表

遺跡名	菟上	西ヶ広	久留倍	大矢知山畑
AD.600	4-1			
	4-2	1		
	4-3			
	4-4	2	I-①②	
700	5	3		
		4	II-①②③	
			III-①②③	
800				1
				2
900				3
				4
1000				
				5
1100				
1200				

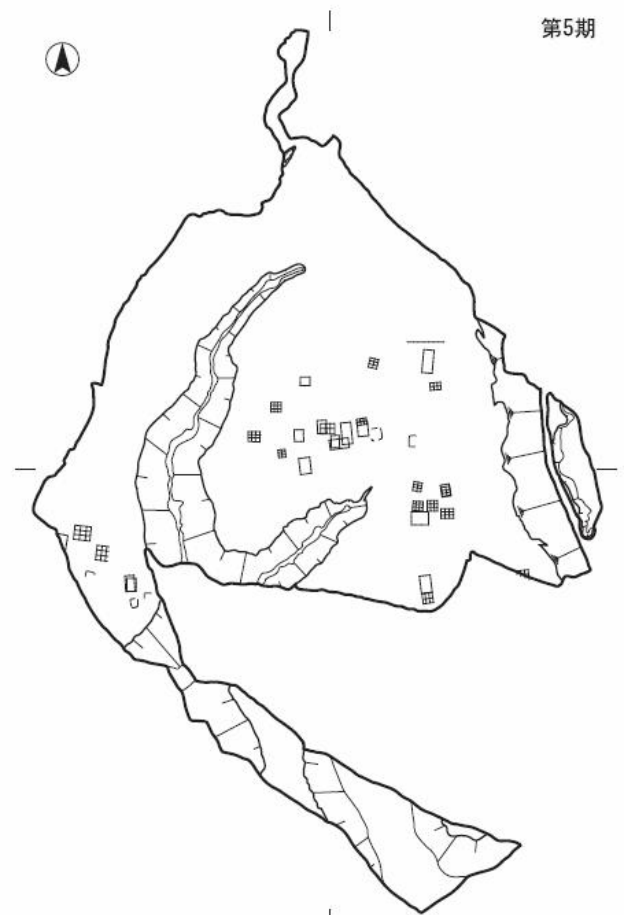


図63 菟上遺跡第5期遺構図

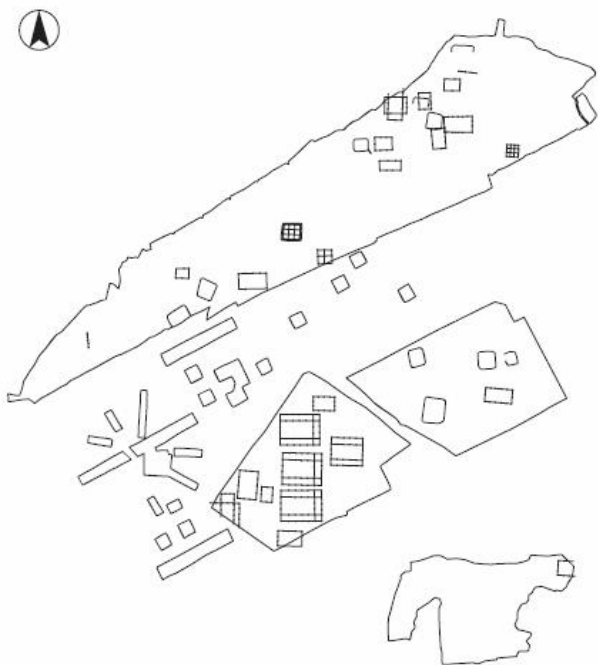


図 64 西ヶ広遺跡第 3 期遺構図

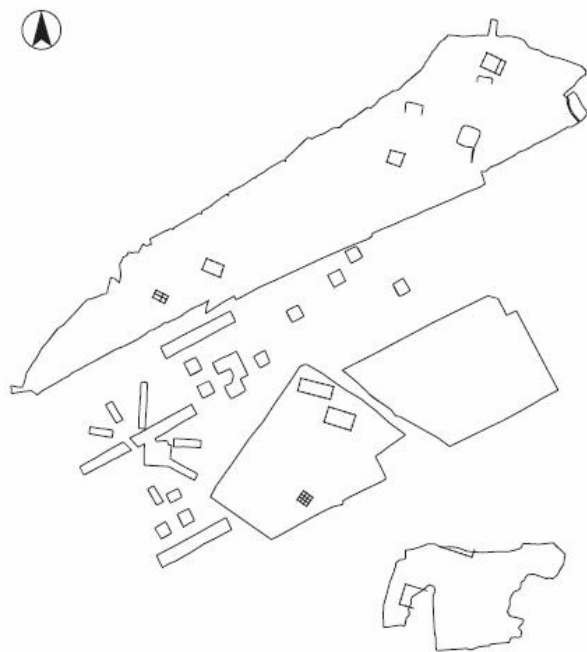


図 65 西ヶ広遺跡第 4 期遺構図

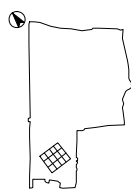


図 66 大矢知山畑遺跡 1 期遺構図

も正方位ではなくなります。集落としては終焉を迎える時期と位置付けています。

大矢知山畑遺跡 1 期は 9 世紀前半から始まります。8 世紀代の遺構は見つかっていません。他の遺跡と比べて調査面積が少なく、1 期の建物は 4 間 × 3 間（5.6m × 5.0m、28.0 m²）の総柱建物が 1 棟ですが、柱掘りかた（0.7 ～ 1m）が大きいので、一般住居でない何らかの施設と推測されています。なお、大矢知山畑遺跡の最盛期は、2 期（9 世紀後半～10 世紀前葉）から 3 期（10 世紀中葉～11 世紀前葉）にかけてで、大型の掘立柱建物や出土遺物の特徴から在地有力者の居館もしくは寺院（宗教）関連といった性格のものと考えられています。

これらの 3 遺跡と久留倍官衙遺跡の発掘調査成果を比較してみると、郡衙の政庁の一般的な 8 つの特徴では、久留倍官衙遺跡が 7 つの項目が当てはまるのに対し、菟上遺跡と西ヶ広遺跡はともに正殿・脇殿を構成する建物や圍繞施設は確認されていません。

また、西ヶ広遺跡と大矢知山畑遺跡はともに総柱建物は認められるものの、建物の構成から正倉院を構成する建物とは言い難いと考えます。

【まとめ】

以上により、久留倍官衙遺跡で見つかった各時期の遺構の性格については以下のように考えます。

I - ②期の政庁は、東面していることは非常に稀有な事例ですが、全国の郡衙政庁と比較しても規模・内容において遜色はなく、また、朝明郡内に所在する他の遺跡と比較しても正殿・脇殿・八脚門を備えた政庁は久留倍官衙遺跡以外に例がありません。駅家として考えた場合は、古道との距離・高低差が全国

の駅家と比較すると類似しているとは言い難いと考えます。そのため、I-②期の政庁は朝明郡衙の政庁と考えます¹⁶。そして、I-①期の建物群は、I-②期の政庁と同じ方位であり成立年代や建物構成からも一般的な集落というよりは政庁が設置される前の豪族住宅もしくは評衙の可能性も考えられます¹⁷。

II期の長大な建物群は、I期の政庁が移動した後に、南を意識した公的な施設として構成されます。政庁として捉えるには建物構成が整っていませんので、正倉として考え、長大な建物は屋として使用されたものと考えます。ただし、全国の屋と比較しても最大規模であることや、短期間に建て替えが行われていることから、建物の存続していた年代の歴史事象である聖武天皇の東国（伊勢）行幸と何らかの関わりがあることも考えられます。

III期の正倉群は、整然と建ち並び溝によって囲繞している状況や、同時期の政庁や正倉群が朝明郡内からは見つかっていないことから、正倉院として機能していたものと考えます。

以上、久留倍官衙遺跡で確認した建物群の各時期の性格を検討してきましたが、今後の調査研究の進展によって、久留倍官衙遺跡の実態のさらなる解明が期待されます。

1 山中敏史「郡庁」『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所、2004

2 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994

3 岡田登「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢一朝明郡家跡の発見を契機として」『史料 第191号』皇學館大学史料編纂所、2004

4 山中章「三関と鈴鹿関」『亀山市史ウェブ版 通史編』亀山市、2011

5 駅家跡については、以下の文献を参考にしています。

高橋美久二『古代交通の考古地理』大明堂、1995

岸本道明『山陽道駅家跡』同成社、2006

木本雅康『遺跡からみた古代の駅家』山川出版社、2008

山中章・江草由梨「考古学からみた日本古代の駅伝路」『東海地方の駅家研究の最前線～東海道・東山道の駅家と駅路』考古学研究会東海例会、2011

6 前掲1

7 古道と政庁との高低差は、遺構の高さが不明な場合は、現地形の標高を参考にしています。

8 奈良文化財研究所 HP「古代地方官衙関係遺跡データベース」<http://mokuren.nabunken.go.jp/NCPstr/NCPstr.htm>

9 山中章「久留倍遺跡と朝明屯宮」『久留倍官衙遺跡と朝明郡』久留倍遺跡を考える会 2008

10 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『膳所城下町遺跡』2005

11 山中敏史「正倉の建物配置」『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所、2004

12 石毛彩子「久留倍遺跡の正倉院」栄原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、2010

13 前掲2

14 山中敏史「末端の税穀収納施設」『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所、2004

15 各遺跡報告書は「II 立地と歴史的環境」の文末註に掲載。遺構図はその報告書によります。縮尺は任意です。

16 地名考察などから久留倍官衙遺跡を朝明郡の郡家と推定している文献に以下のものがあります。

辻直樹「古代伊勢国朝明郡郡家比定地についての一推察」三重郷土会『三重の古文化』82、1999

17 岐阜県関市の弥勒寺東遺跡では、8世紀初頭に郡衙政庁が成立しますが、その前身建物として7世紀後半～8世紀初頭の建物群が確認されており、建物構成から評衙として機能していた可能性が指摘されています。関市教育委員会『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡一第1～5次発掘調査概要一』1999

書名：国指定史跡 久留倍官衙遺跡

—伊勢国朝明郡の役所—

編集機関：四日市市教育委員会

所在地：〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1-5

発行日：2011年11月30日